

# 平成 24 年度岩手県子育てにやさしい環境づくり推進協議会

## 次 第

日時：平成 25 年 2 月 13 日(水)

13:30～15:30

場所：ホテルニューカリーナ 2F マーブル

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 議事

#### (1) いわて子どもプランの推進状況について

- ① 子どもと家庭をめぐる状況・主な指標の状況【資料 1】
- ② 平成 24 年度関連事業の実施状況【資料 2】
- ③ 平成 25 年度関連事業の措置状況【資料 3】

### 5 その他

- (1) 東日本大震災津波に係る子ども支援の取組状況について【資料 4】
- (2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について【資料 5】
- (3) いわて子ども希望基金事業の見直しについて【資料 6】
- (4) 子ども・子育て新制度について【資料 7】

### 6 閉 会

子育てにやさしい環境づくり推進協議会委員 出席者名簿

区分	No.	所属団体等	団体での役職名等	委員氏名	備考
福祉	1	岩手県社会福祉協議会 (保育協議会)	会長	藤本 達也	欠席
	2	岩手県社会福祉協議会 (児童館部会)	副会長	青柳 一義	新任
	3	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
	4	岩手県児童養護施設協議会	副会長	佐々木 賢三	新任
行政	5	遠野市	子育て総合支援課長	菊池 享	新任
	6	宮古市	子育て支援室長	佐々木雅明	
	7	岩手労働局雇用均等室	室長	本間 玲子	
健全育成	8	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	上野 理恵子	
	9	岩手県母子寡婦福祉連合会	会長	松本 笑子	欠席
	10	学校法人内丸学園盛岡幼稚園	園長	坂本 洋	
	11	奥州市水沢青少年育成市民会議	事務局次長	大村 千恵	
	12	NPO法人奥州・いわてNPOネット	理事長	菅原 恵子	
教育	13	岩手県小学校長会	盛岡市立月が丘小学校校長	藤川 ひとみ	
	14	岩手県中学校長会	常任理事 (盛岡市立黒石野中学校長)	佐藤 孝	新任
	15	(社)岩手県PTA連合会	副会長	鈴木 祐子	
学識経験者	16	岩手県立大学(社会福祉学部)	教授	細江 達郎	
	17	岩手大学(人文社会科学部)	教授	竹村 祥子	
保健医療	18	岩手県医師会(小児科)	常任理事	山口 淑子	欠席
	19	岩手県医師会(産科)	常任理事	吉田 耕太郎	
経済労働	20	岩手県中小企業団体中央会	専務理事	平澤 石郎	代理:佐々木修連 携支援部長
	21	日本労働組合総連合会岩手県連合会	岩手県高等学校教職員組合副執行委員長	加賀谷 真紀子	
	22	盛岡繋温泉病院	在宅支援部管理部長	菅野 千鶴子	代理:佐藤薫苗
報道	23	(株)テレビ岩手	編成技術局長	遠藤 隆	
公募	24	公募委員	-	菅原 礼子	欠席
	25			小守林 星子	欠席

委員の任期は、平成24年1月24日～平成26年1月23日

平成24年度 子育てにやさしい環境づくり推進協議会 出席者名簿

【同推進会議幹事】

部局名	課室名	職 名	氏 名	備考
秘書広報室	広聴広報課	総括課長	高橋 一夫	
総務部	法務学事課	私学・情報公開会長	岡崎 幸治	
政策地域部	政策推進室	調整監	平野 直	
環境生活部	環境生活企画室			欠席
	青少年・男女共同参画課	主任主査	清藤 正彦	代理
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	高橋 勝重	
	医療推進課	総括課長	野原 勝	
	長寿社会課	総括課長	鈴木 豊	
	障がい保健福祉課			欠席
商工労働部	商工企画室	主任主査	藤原 由喜江	代理
	雇用対策・労働室			欠席
農林水産部	農林水産企画室	主査	筑後 裕士	代理
	農業普及技術課			欠席
県土整備部	県土整備企画室	主査	亀田 健一	代理
	都市計画課	技師	村上 サツキ	代理
	建築住宅課	主任主査	谷藤 正徳	代理
医療局	経営管理課			欠席
教育委員会事務局	教育企画室	主査	立花 紅	代理
	学校教育室	主任指導主事	飯岡竜太郎	代理
	生涯学習文化課	総括課長	西村 文彦	
	スポーツ健康課			欠席
警察本部	警務課	課長補佐	古舘 常夫	代理
	生活安全企画課			欠席
	少年課	少年企画補佐	千葉 正詠	代理
	交通企画課	企画補佐	伊藤 寛	代理

【事務局】

保健福祉部		部長	小田島 智弥	
	児童家庭課	総括課長	菅野 啄也	
	〃	少子化担当課長	宮野 洋子	
	〃	主任主査	日向 秀樹	
	〃	主任主査	小笠原 俊明	
	〃	主任	小田島 玄	
	〃	主事	笠 慎太郎	

## 子どもと家庭をめぐる状況について

## 現 状

## (少子化の状況)

- 平成 23 年の出生数は 9,310 人で、前年より 435 人減少しています。また、合計特殊出生率は 1.41 で、前年より 0.02 ポイント増加しましたが、依然として少子化傾向が続いています。

## (結婚の状況)

- 平成 23 年の平均初婚年齢は、男性 30.4 歳、女性 28.4 歳であり、年々上昇しています。また、25 歳から 44 歳までの各年齢層の未婚率も 10 年前と比較して上昇しています。

## (子育て家庭の状況)

- 世帯数は、平成 24 年 10 月で約 51 万世帯と年々増加していますが、その一方、世帯当たりの人員数は、平成 24 年 10 月で 2.55 人と減少傾向にあり、核家族化の進行により、子育てを親以外の家族から支援を受けることが難しい状況です。
- 働く女性の割合は、年々増加しており、平成 22 年では 44.8%となっており、多様な保育ニーズの対策が求められております。
- ひとり親家庭の状況は、平成 20 年は 13,409 世帯と増加しており、ひとり親家庭の自立した生活のための支援が必要となっております。

## (子どもの状況)

- 県に寄せられた児童虐待に関する相談は、392 件と前年度より 31 件増加しており、児童関係機関の緊密な連携による相談支援体制の充実が必要となっております。

## (震災関連)

- 被災児童の状況は、被災孤児は 94 人、被災遺児は 481 人となっており、児童の健全育成のため、長期的な支援が必要となっております。
- 被災した児童福祉施設は、59 施設となっており、その内、施設復旧のための支援が必要な施設は 24 施設となっております。

## (国の動向)

- 平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を公布し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととしております。

県では、以上のような現状を踏まえて、「男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を目指して、「若者が家庭や子育てに夢をもてる環境の整備」「子育て家庭の支援」「子どもの健全育成の支援」の 3 つの基本方向により、施策を推進しました。

## 課 題

- 安心して子どもを生き育てていくためには、地域や企業等における子育て家庭を支援する機運の醸成を促進していく必要があります。
- 産婦人科の地域偏在やハイリスク分娩等に対応できるよう、周産期医療における医療機関の機能分担や連携体制の強化に取り組む必要があります。また、安全・安心な妊娠、出産を促進するため、妊婦の健康管理の充実や妊娠初期からの妊産婦メンタルヘルスケアの充実を図る必要があります。

- 保育所の利用を希望しながら、入所できない児童が一部市町村で増加傾向にあるなど、待機児童の解消が求められています。また、核家族化や共稼ぎ世帯の増加等に伴い、各地域それぞれの状況に応じた多様な保育サービスや、帰宅時に保護者がいない放課後児童の居場所の拡充を図る必要があります。
- 離婚や震災に伴い、ひとり親家庭が増えていることから、自立した生活ができるよう支援していく必要があります。
- 児童虐待相談件数が増加しているため、児童虐待の防止のための体制を強化するとともに、発生の予防、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- 東日本大震災津波による被災孤児・遺児の健全な育成を支援するとともに、中長期にわたって児童のこころのケアに取り組む必要があります。

## 今後の方向

- 子育て家庭を支援する地域づくりを促進するため、妊婦や子ども連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に取り組むとともに、子育て中の親などに対し身近な地域の子育て応援情報などを総合的に提供するため、県の子育て応援ポータルサイト「いわて子育てiらんど」による情報発信の充実に取り組みます。
- 周産期母子医療センターと診療所の連携体制の強化、周産期医療情報ネットワークシステムの市町村加入の促進に取り組みます。また、妊婦の健康管理の充実のため、市町村が実施する妊婦健康診査を支援するとともに、妊婦健康診査の場等を活用した妊産婦メンタルヘルスケア対策の取組を関係機関と連携して促進します。
- 多様なニーズに対応するため、市町村が実施する保育所整備による保育サービスや放課後児童クラブ、児童館の整備による放課後児童対策などの取組を支援することにより、子育て支援体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立を促進するため、母子自立支援プログラムの策定、高等技能訓練促進費の給付等により支援していきます。
- 児童虐待の防止・早期発見に向けた普及啓発や研修を実施するとともに、児童相談所の体制強化や、県民、市町村及び児童関係機関の緊密な連携による児童相談体制の更なる充実に取り組んでいきます。
- 被災孤児・遺児に対し、奨学金・給付金等各種支援制度を周知するとともに、児童相談所等による訪問を行い、健全育成に向けた支援を行うほか、子どものこころのケアセンターの体制強化を図り、引き続き、子どものこころのケアに取り組みます。

いわて子育てプランの進捗状況の推移

目指す姿	現状値(H22)	目標値(H23)	実績値(H23)	計画目標値(H26)	
<b>指標名</b>					
1	合計特殊出生率	1.39	1.39	1.41	1.39
2	放課後児童クラブの設置数(累計)	275箇所	279箇所	284箇所	290箇所
3	「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	1,092店舗	1,170店舗	1,186店舗	1,400店舗
<b>具体的な推進方策(工程表)</b>					
<b>指標名</b>					
4	子育て応援ポータルサイト「いわて子育てらんど」(累計)(ページビュー件数)	0件	50,000件	102,529件	200,000件
5	両親学級への父親の参加者数(累計)	1,038人	2,000人	1,970人	5,300人
6	周産期医療情報ネットワークシステム参加機関数(累計)	63機関	63機関	63機関	72機関
7	妊婦健康診査を8回以上受診した妊婦の割合	85.8%	84.0%	80.4%	84.0%
8	一時預かり実施施設	177箇所	180箇所	183箇所	197箇所
9	いわて子育てにやさしい企業認証数(累計)	11社	12社	12社	21社
10	母子自立支援プログラム策定件数	30件	9件	19件	40件
11	子ども遊び普及事業実施数	12箇所	12箇所	13箇所	12箇所
12	里親等委託率	10.1%	12.2%	13.2%	13.4%

[政策項目]及び指標名	現状値(H22)	目標値(H23)	実績値(H23)	計画目標値(H26)	
<b>[雇用・労働環境の整備]</b>					
13	ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,000人	2,000人	2,528人	2,000人
14	セミナー等参加企業数	124社	-	-	150社
<b>[安全・安心なまちづくりの推進]</b>					
15	自主防犯団体のうち犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいる団体の割合	40.4%	45.0%	48.8%	60.0%
<b>[食の安全・安心の確保]</b>					
16	食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合	79.4%	82.0%	-	88.0%
17	県内市町村における食育推進計画の策定割合	64.7%	80.0%	72.7%	95%
<b>[青少年の健全育成]</b>					
18	いわて希望塾参加者数(累計)	125人	290人	241人	800人
19	いわて・親子家庭フォーラム参加者数(累計)	628人	1,200人	902人	3,000人
<b>[男女共同参画の推進]</b>					
20	共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	30.8%	32.5%	38.3%	40.0%
21	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	50.0%	56.0%	56.9%	74.0%
22	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	68人	76人	74人	106人
23	男女共同参画センターと地域団体との交流事業実施回数(累計)	-	3回	3回	12回
<b>[家庭・地域との協働による学校経営の推進]</b>					
24	放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	84.1%	84.6%	85.3%	86.1%
<b>[特別支援教育の充実]</b>					
25	作成が必要な全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	38.0%	53.0%	48.0%	100.0%
26	特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	58.0%	70.0%	65.0%	100.0%
<b>[安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備]</b>					
27	通学路(小学校)における歩道整備率	73.7%	73.9%	74.0%	75.6%

◆人口の推移

	S60	H15	H16	H17	H27	H42
	1985	2003	2004	2005	2015	2030
全国	12,027	12,761	12,617	12,776	12,543	11,522
岩手県	143	140	139	139	129	111

※岩手県人口移動報告書・都道府県の将来推計人口(国・国公立社会保険・人口問題研究所)  
※日本は、平成17年11月に「人口減少社会」に突入した。

◆出生数・合計特殊出生率・年少人口・生産年齢人口・老年人口の推移

	S50/1975	H7/1995	H21/2009	H22/2010	H23/2011
出生数(人)	1,901,000	1,187,000	1,070,035	1,071,304	1,050,806
死亡数(人)	702,000	922,000	1,141,865	1,197,012	1,253,066
合計特殊出生率	1.91	1.42	1.37	1.39	1.39
年少人口(人)	27,221,000	20,014,000	17,011,000	16,961,000	16,705,000
生産年齢人口(人)	75,808,000	87,165,000	81,493,000	81,516,000	81,342,000
老年人口(人)	8,866,000	18,261,000	29,005,000	29,578,000	29,752,000
合計	118,397	255,256	360,675	360,488	356,141

※厚生労働省人口動態統計・総務省人口推計・岩手県人口移動報告書  
※ベビーブーム期の出生数は、1次(S22~24)：約270万人、2次(S46~49)：約200万人。  
※上段：全国、下段：岩手県。  
※岩手県ではH11から死亡数が出生数を上回っている。  
※1995年(H7)には、年少人口と老年人口が逆転。

◆少子化の原因と背景

(1) 晩婚化・未婚化の進展

●平均初婚年齢の推移

	S50	H7	H20	H21	H22	H23
岩手県	夫	26.5歳	28.4歳	29.8歳	30.2歳	30.1歳
	妻	24.1歳	26.2歳	27.8歳	28.1歳	28.2歳
全国	夫	27.0歳	28.5歳	30.2歳	30.4歳	30.7歳
	妻	24.7歳	26.3歳	28.5歳	28.6歳	29.0歳

※厚生労働省人口動態統計  
※晩婚化(初婚年齢が上昇すること)が進んでいる。

●未婚率の推移

	25~29歳		30~34歳		35~39歳		40~44歳		
	H2	H22	H2	H22	H2	H22	H2	H22	
男	岩手県	61.7	64.6	34.9	45.1	20.0	35.4	10.9	29.9
性	全国	64.4	69.2	32.6	46.0	19.0	34.8	11.7	28.0
女	岩手県	37.9	52.3	12.7	31.1	6.6	21.0	5.1	15.8
性	全国	40.2	58.9	13.9	33.9	7.5	22.7	5.8	17.1

※各年齢層ともに未婚率が上昇し、男性は、年齢階層が上がるに従って上昇幅が拡大。  
※晩婚化が加速化傾向にあり、晩婚化により出生年齢が上がり、少子化につながる。

●未婚(結婚しない)の理由(25~34歳)

	未婚男性	未婚女性
適当な相手にめぐり合わない	46.2%	51.3%
必要性を感じない	31.2	30.4
自由や気軽さを失いたくない	25.5	31.1
趣味や娯楽を楽しみたい	21.2	20.7
結婚資金が足りない	30.3	16.5
仕事(学業)に打ち込みたい	17.8	16.9

※厚生労働省「出生動向基本調査」第14回(2010年)  
※適当な相手にめぐり合わないという意識が高い。また、仕事や趣味を大切にしたいという意識が顕著。

●結婚持続期間別平均出生子ども数

結婚持続期間	S62	H4	H9	H14	H17	H22
0~4年	0.93	0.80	0.71	0.75	0.80	0.71人
5~9年	1.97	1.84	1.75	1.71	1.63	1.60人
10~14年	2.16	2.19	2.10	2.04	1.98	1.88人
15~19年	2.19	2.21	2.21	2.23	2.09	1.96人
20年以上	2.30	2.21	2.24	2.32	2.30	2.22人

※厚生労働省「出生動向基本調査」第14回(2010年)  
※過去2回で上昇傾向にあった0~4年夫婦も含め、すべての期間で減少。

●夫婦の出生力の低下

	H4	H9	H14	H17	H22
理想子ども数	2.64	2.53	2.56	2.48	2.42
予定子ども数	2.23	2.18	2.16	2.11	2.07

※厚生労働省「出生動向基本調査」第14回(2010年)  
※「理想子ども数」(理想的な子ども数)と「予定子ども数」(実際に持つつもりの子どもの数)には、常に0.3~0.4人の開きがある。

(2)仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化

●働く女性の状況(岩手県)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
雇用者総数(人)	488,882	528,990	540,204	512,089	508,133
女性雇用者数(人)	202,516	221,982	231,155	227,429	227,402
女性雇用者の割合	41.4%	42.0%	42.8%	44.4%	44.8%
女性生産年齢人口(人)※	481,854	469,556	451,653	425,418	396,620
※に占める割合	42.0%	47.3%	51.2%	53.5%	57.3%

※総務省「国勢調査」

※働く女性の増加は、女性の労働力増強と見られているが、仕事と子育てを両立できる環境が未整備のため、晩婚化や晩産化につながり、その過程で出生率の動向に影響を与えてきたと推測される。

※育児と仕事の両立促進のため、保育所の拡充等の保育支援や育児休業の取得促進、勤務時間の短縮、再就職促進等、男性の働き方を生かした雇用環境の整備・改善が急務。

●女性の高学歴化(大学等進学率の推移)

	計	岩手県		全国平均
		男	女	
平成8年度	28.4	25.6	31.2	39.0
20	39.5	38.6	40.4	52.8
21	40.6	39.0	42.3	53.9
22	40.1	38.9	41.3	54.3
23	41.2	39.1	43.3	53.9

※岩手県「学校基本調査報告書」

※女性の大学等への進学率は、年々上昇しており、高学歴化が進んでいる。

●子育てに対する負担の増大(「理想の子ども数」を持たない理由)

1	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	60.4%
2	高齢で生むのがいやだから	35.1
3	欲しいけれどもできないから	19.3
4	健康上の理由から	18.6
5	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	17.4
6	自分の仕事に差し支えるから	16.8

※厚生労働省「出生動向基本調査」第14回(2010年)

※子育て費用や教育費の負担が重い。

※前回調査時から、年齢や身体的理由から子どもを持たないとする割合が増加した。  
※家庭や地域の子育て力が低下しているため、育児に対する孤立感や疲労感、自らの損失につながっているという指摘されている。

# 【資料2】

## いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容	実施状況
				H24	H23						
1		1-2 若者の就労や交流活動の促進	いわて若者自立サポート事業費(青少年・男女共同参画課)	20.3	7.8	12.5		○		県内に居住するニート及びその家族からの相談に応じるとともに、コミュニケーションや就業に係る支援プログラム等の実施により、ニートの社会的自立に向けた支援を行います。	・ニート及びその家族等からの相談対応出張:113件、来所:78件、電話等:497件 ・支援対象者に対する家庭訪問の実施143件 ・ワーキングルーム(集団活動訓練)の実施74日 ・受入協力事業所における就業体験の実施135日 (※何れの実績もH24.12.31現在の数値)
2	18 19	1-2 若者の就労や交流活動の促進	いわて青少年育成プラン推進事業費(青少年・男女共同参画課)	18.4	18.6	△0.2		○		青少年の健全育成を目指し、青少年活動交流センターを拠点とした取組等を推進します。 ・いわて希望塾の開催(1回) ・いわて親子・家庭フォーラムの開催(2回) ・青少年なんでも相談室の設置(通年)	・いわて希望塾10/6~8 175名参加 ・いわて親子・家庭フォーラムの開催(4回) 7/8 盛岡 8/4 大船渡 11/4 盛岡 12/22 葛巻 ・青少年なんでも相談室の設置(通年) 相談件数 216件(H24.12.31現在)
3	13	1-2 若者の就労や交流活動の促進	ジョブカフェいわて管理運営費(雇用対策・労働室)	116.2	108.2	8.0		○		若手人材の県内就職促進を図るため、若年者を対象とした就業支援及び企業・教育機関を対象とした各種支援を行うワンストップサービスセンター「ジョブカフェいわて」を管理・運営します。 また、被災地において、雇用のミスマッチを解消すべく、企業・求職者双方への支援及びマッチングの機会の提供を行います。	ジョブカフェいわての実績 ・利用者数:25,999人(H24.11月末現在) ・就職者数:1,733人(H24.11月末現在) 被災地域合同面接会の開催(震災対応実施事業) ・6/20 宮古・下閉伊地区(35社、69名参加) 8/28 釜石・大槌地区(14社、100名参加) 11/7 気仙地区(14社、38名参加)
4	13	1-2 若者の就労や交流活動の促進	地域ジョブカフェ管理運営費(雇用対策・労働室)	19.0	19.9	△0.9		○		若手人材の地元定着を促進するため、地域の関係機関と連携し、各地域により異なる雇用課題に対応した就業支援活動を行う「地域ジョブカフェ」を管理・運営します。 また、被災地において、雇用のミスマッチを解消すべく、合同面接会など、企業・求職者双方への支援及びマッチングの機会の提供を行います。 (県予算措置地域:県内5地域(一関、大船渡、宮古、久慈、二戸))	・合同会社説明会等の開催等 ・中・高・大学生など若年者のキャリア形成支援 ・高校生の就職支援(面接対策等のセミナー開催、就職相談への対応) ・年長フリーターをはじめとする既卒若年者の就業支援
5	22	1-3 男女がともに子育てをする意識の醸成	いわて男女共同参画プラン推進事業費(青少年・男女共同参画課)	20.5	20.5	0.0		○		男女共同参画を推進する人材の育成など、男女共同参画センターを拠点とした取組を実施します。 ・男女共同参画サポーター養成講座等の各種講座の開催、相談事業の実施 ・男女共同参画フェスティバルの開催(1回)	・男女共同参画サポーター養成講座の実施(全6回講座、H24認定者41名)、男女共同参画やワーク・ライフバランス及びデートDV等の出前講座の実施(23件 H24年11月末現在)、相談事業の実施(相談件数1,042件 H24年11月現在) ・男女共同参画フェスティバルの開催(H24.6.17 902人参加)
6	3 4	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	子育て応援推進事業費(児童家庭課)	5.5	19.5	△14.0				社会全体で子育てを行う機運の醸成を図るため、「子育て応援の店」協賛店舗の拡大やいわて子育てにやさしい企業の認証表彰などを実施します。	店舗訪問等を行い、「子育て応援の店」の更なる協賛店舗の拡大等、子育てにやさしい環境の整備に取り組んでいます。
7		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	子育てサポートセンター管理運営費(児童家庭課)	8.2	8.8	△0.6				子育て中の親子等が、いつでも気軽に安心して過ごせる場の提供するとともに、子育てに関する相談、子育て情報の集積、発信、子育て支援に関する研修などを実施します。	県民の自主的活動の支援や子育てに関する情報の集積、発信、子育てに関する各種講習会等を行い、子育て支援における中核的施設機能の維持と、ノウハウの提供を行っています。
8		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	地域防災力強化プロジェクト事業費(総合防災室)	37.0	22.8	14.2		○		県民が自らの身を守る意識を醸成するため、東日本大震災津波を踏まえた「新しい津波防災教材」を作成し、防災教育の充実・強化に努めます。	・津波防災教育教材DVDの作成委託(岩手大学)
9		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	草の根コミュニティ再生支援事業費(地域振興室)	5.1	2.1	3.0		○		被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化の取組の支援を行うとともに、地域で抱えている課題に対するモデル的な取組を市町村と連携して実施します。	・「元気なコミュニティ特選団体」117団体の認定 ・三陸エリアブランドアップ育成塾の開催(沿岸被災地:3地区で開催) ・地域コミュニティ活性化フォーラムの開催(9/8)特選団体・市町村・地域づくり団体関係者 165名参加)
10	27	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	道路環境改善事業(交通安全施設整備)(道路環境課)	1,314.5	1,052.4	262.1				児童及び生徒を交通事故から守るため、通学路における歩道整備を実施します。	一般国道456号花巻市関口地区 他15箇所
11	27	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	県単独交通安全施設整備事業(道路環境課)	811.5	328.4	483.1				児童及び生徒を交通事故から守るため、通学路における歩道整備を実施します。	一般県道大更好摩線盛岡市玉山区好摩地区 他25箇所
12		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	「安全・安心なまちづくり」推進事業費(生活安全企画課)(少年課)	0.7	0.7	0.0		○	○	・位置確認情報機器を用いたストーカー・DV被害女性の被害防止対策を実施します。 ・大学生ボランティアの少年サポート隊による勉強支援等を通じて非行少年等の立ち直し支援を推進します。	・位置確認情報機器を5事業でのべ302日使用し被害を防止 ・非行少年当13名に対し、少年サポート隊による立ち直し支援を合計30回実施



いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容	実施状況
				H24	H23						
13		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	交通安全指導費(県民くらしの安全課)	45.4	48.0	△ 2.6			○	交通事故を防止するため、子どもや高齢者の交通事故防止に重点を置いた取組を実施します。 ・岩手県交通安全対策協議会が主体となった「正しい交通ルールを守る県民運動」の推進 ・交通指導員を設置する市町村への補助	交通安全ポスターコンクール(小中学生対象)の実施:応募作品145校2,206点 ・高校生交通安全テレビCMコンテストの実施:応募作品10校25点 ・交通指導員設置事業費補助:33市町村991人
14	15	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	犯罪のない安全・安心まちづくり推進事業費(県民くらしの安全課)	3.0	3.3	△ 0.3			○	県民の防犯意識の向上を目指した広報啓発活動、地域活動等の拡充や連携の支援などのほか、犯罪被害者等への支援を行います。 また、子どもの安全確保のため、地域安全マップづくりの促進、子ども向けの防犯標語「いかのおすし」の普及や子ども110番の家・店・車等の活動の周知を図り、安全安心まちづくりに係る地域の取組を促進します。	・公共バス車内放送による広報の実施:2社72停留所 ・地域安全アドバイザーの派遣:12回(H24.12現在) ・地域安全マップコンクールの実施:応募作品7団体12点 ・「安全安心まちづくり取組事例集(5団体紹介)」の作成配付
15	15	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	指導運営費(地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費)(学校教育室)	4.5	5.8	△ 1.3				地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校が確立される取組を行う。	・学校安全体制研修会の開催 ・学校安全ボランティア(スクールガード)養成講習会等を実施する市町村への補助
16		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	児童生徒健全育成推進費(24時間いじめ相談ダイヤル事業)(学校教育室)	2.9	2.9	0.0				いじめの問題に悩む児童生徒及び保護者のための24時間電話相談を実施する。	・24時間いじめ相談ダイヤルの設置・運営等
17		2-3 親と子の健康づくりの充実	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を促進するとともに接種費用を全額公費負担とするため、市町村の事業実施に要する経費の一部を補助します。	651.9	1,204.5	△ 552.6				接種対象者(とその保護者)に対し、わかりやすい広報活動を実施するなど、接種促進に取り組んでいます。	
18	6	2-3 親と子の健康づくりの充実	周産期医療対策費(医療推進課)	1,639.7	1,289.7	350.0				総合的な周産期医療体制の整備に取り組むとともに、周産期電子カルテや超音波画像伝送システムの導入などにより周産期医療情報連携の拡充を図ります。	総合的な周産期医療体制の整備を推進するとともに、周産期電子カルテや超音波画像伝送システムの導入など、周産期医療情報連携の拡充を進めています。
19	7	2-3 親と子の健康づくりの充実	妊婦健康診査臨時特例事業費(児童家庭課)	300.9	311.7	△ 10.8				妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担を行っています。
20		2-3 親と子の健康づくりの充実	特定不妊治療費助成事業(児童家庭課)	7.7	7.9	△ 0.2				医療保険適用外の体外受精・顕微授精などの不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療費の自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減する。	医療保険適用外の体外受精・顕微授精などの不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療費の自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。
21		2-3 親と子の健康づくりの充実	生涯を通じた女性の健康支援事業費(児童家庭課)	5.8	5.9	△ 0.1				生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施する。	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施しています。
22		2-3 親と子の健康づくりの充実	イー歯トープ8020運動推進事業費(健康国保課)	6.5	12.6	△ 6.1				市町村、郡市歯科医師会と連携し、むし歯及び歯周病予防に関する健康教室等を通して歯及び口腔の保持増進を図ります。	乳幼児を持つ親を対象に歯磨きについての教室等の開催や、学校等で間食の正しい取り方やむし歯及び歯周病に関する健康教室の開催を行っています。
23		2-3 親と子の健康づくりの充実	児童生徒健全育成推進費(スクールカウンセラー等配置事業)(学校教育室)	353.5	136.1	217.4				東日本大震災津波により心にダメージを受けた幼児児童生徒をサポートするため、臨床心理士等のカウンセラーを学校等に配置する。	・スクールカウンセラー等の配置 72名
24		2-3 親と子の健康づくりの充実	児童生徒健全育成推進費(学校不応総合対策事業)(学校教育室)	15.9	15.6	0.3				高等学校における学校不応問題への対応や、東日本大震災津波により心にダメージを受けた生徒をサポートするために県立学校にカウンセラーを配置するとともに、県立総合教育センターに自立支援相談員を配置する。	・県立高等学校スクールカウンセラーの配置 10名 ・自立支援相談員の配置 2名
25		2-3 親と子の健康づくりの充実	療育センター整備事業費(障がい保健福祉課)	118.1	0.0	118.1	○			障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、県内の障がい児療育の拠点となる「県立療育センター」の改築整備に向けて、基本計画策定、基本設計、実施設計等を行います。	新しい「県立療育センター」の整備について、整備検討委員会における検討や関係機関との調整等を踏まえながら、整備基本計画を策定し、今後、この計画に基づき移転改築整備に向けた取組を推進しています。
26		2-3 親と子の健康づくりの充実	発達障害者支援センター運営等事業費(障がい保健福祉課)	2.6	5.4	△ 2.8				発達障がい児(者)への支援を行うため、地域における支援体制の整備を推進するとともに、発達障がい児(者)の各ライフステージに応じた支援体制の検討・施策を展開します。 ・発達障がい者支援体制整備検討委員会の開催 ・家族支援体制の構築支援	・発達障がい者支援体制整備検討委員会を開催し、発達障がい児への支援施策を協議 ・家族支援体制の構築支援としてペアレントメンター養成事業を実施し、発達障がい児を育てる親どうしの相談役を育成

いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容	実施状況
				H24	H23						
27	8	2-4 保育サービスの充実	子育て支援対策臨時特別事業費(児童家庭課)	1,445.2	882.2	562.9			一部○	安心して子どもを育てられる体制の整備を図るため、保育所の整備促進や児童手当に係るシステム改修を行う経費への補助等に取り組みます。	・保育所整備 8市町村16か所(定員増231人) ・児童手当に係るシステム改修経費補助 33市町村
28	8	2-4 保育サービスの充実	保育対策等促進事業費(児童家庭課)	601.1	537.4	63.7				保育所における延長保育、休日保育及び病児・病後児保育などの保育サービスの充実を支援します。	・実施施設数 延長保育 135か所 休日保育 28か所 病児保育 5か所 病後児保育 7か所 (いずれもH25.1月現在の補助対象施設を計上)
29	2 8	2-4 保育サービスの充実	児童福祉施設整備費(児童館整備費補助)(児童家庭課)	86.0	68.9	17.1				市町村が行う小型児童館、児童センター及び放課後児童クラブ室の整備に要する経費に対して補助する。	施設整備(見込):放課後児童クラブ 5クラブ
30		2-4 保育サービスの充実	認定こども園整備事業費補助(法務学事課)	0.0	0.0	0.0				幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する経費の一部を補助しようとするものです。	(6月補正措置) ・幼保連携型認定こども園の幼稚園分の施設整備費を補助 ・4園が整備中
31	24	2-4 保育サービスの充実	生涯学習推進費(放課後子ども教室推進事業)(生涯学習文化課)	0.0	36.9	△ 36.9				地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するための総合的な放課後対策事業(放課後子どもプラン)を推進する市町村の取組を支援します。	・被災対応により、従来の補助事業から「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」【国庫委託事業(10/10)】の一部として実施。(事業は継続するが単独事業として予算計上はしない)
32	9	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	子育て応援推進事業費(再掲)(児童家庭課)	5.5	19.5	△ 14.0				社会全体で子育て支援を行う機運の醸成を図るため、「子育て応援の店」協賛店舗の拡大や「いわて子育てにやさしい企業」の認証表彰などを実施します。	企業訪問等により「いわて子育てにやさしい企業」制度の普及認証等、子育てにやさしい環境の整備に取り組んでいます。
33	14	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	就業支援推進事業費(雇用対策・労働室)	73.6	75.4	△ 1.8			○	県内各地域に就業支援員を配置し、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。	・就業支援員の配置人数:39名
34	20 23	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)(青少年・男女共同参画課)	20.5	20.5	0.0			○	男女共同参画を推進する人材の育成など、男女共同参画センターを拠点とした取組を実施します。 ・男女共同参画サポーター養成講座等の各種講座の開催、相談事業の実施 ・男女共同参画フェスティバルの開催(1回)	・男女共同参画サポーター養成講座の実施(全6回講座、H24認定者41名)、男女共同参画やワーク・ライフバランス及びデートDV等の出前講座の実施(23件 H24年11月末現在)、相談事業の実施(相談件数1,042件 H24年11月現在) ・男女共同参画フェスティバルの開催(H24.6.17 902人参加)
35		2-6 経済的負担の軽減	子どものための手当等市町村支給費負担金(児童家庭課)	2,981.4	2,705.8	275.6				父母等子どもを養育している者に子どものための手当を支給します。 ・年齢区分等に応じ月額1万5千円、1万円、5千円を支給	・当該年度の支払期月の支払(毎年2月、6月及び12月) ・過年度分の手当の支払
36		2-6 経済的負担の軽減	私立学校運営費補助(法務学事課)	4,633.4	4,750.4	△ 117.0			一部○	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校の教育水準の向上を図り、私学の振興を促進するため学校法人に対し運営費の一部を補助しようとするものです。	・幼稚園83園、小学校1校、中学校2校、高等学校13校、特別支援学校1校、専修学校16校の計116校
37		2-6 経済的負担の軽減	私立高等学校等就学支援金交付金(法務学事課)	1,021.9	1,025.4	△ 3.5				家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、私立高等学校等の生徒のいる世帯に対し、公立高等学校授業料相当額等を支給するものです。	・高等学校(専攻科を除く)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)の生徒19校6,955人(H24.7.1現在)に対して支給
38		2-6 経済的負担の軽減	私立高等学校等授業料等減免補助(法務学事課)	16.6	17.6	△ 1.0			一部○	私立高等学校及び私立特別支援学校の高等部に在学する生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料等の負担を軽減するため、学校法人が行う授業料等減免事業に係る経費に対し補助金を交付するものです。	・高等学校及び特別支援学校(高等部)14校 909人(H24.12現在)
39	10	2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	母子家庭等セルフサポート事業(児童家庭課)	52.0	65.8	△ 13.8				母子家庭等の就業活動を支援し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭の母等を対象に、就業相談や就業に関する資格取得等に係る支援を行う。	・就業相談の実施 ・母子家庭自立支援給付金事業の実施 ・母子家庭支援事業費補助金(市への補助)の実施
40		2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	就職支援能力開発費(雇用対策・労働室)	525.9	473.1	52.8				離職者、若年不安定就労者及び母子家庭の母等の就職を支援するため、各種職業能力開発を実施します。	・112コース、2000名の定員で職業訓練を実施。 (離職者等再就職訓練事業:83コース1610名 日本版デュアルシステム訓練事業:27コース360名 母子家庭の母等の職業的自立促進事業:3コース30名)

いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	郵 新規	単独	事業内容	実施状況
				H24	H23						
41		2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	生活福祉資金貸付事業推進費補助(地域福祉課)	1,431.1	2,671.7	△1,240.6				低所得世帯等に対し、生活資金等の貸付と必要な相談援助を行うため、岩手県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の円滑な運営を支援します。	貸付実績(平成24年11月現在) 527件 276,829千円 (うち教育支援資金 199件 197,910千円)
42	2 8	3-1 地域における健全育成活動の推進	地域子育て活動推進事業費(児童家庭課)	609.6	565.8	43.8				児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの運営を支援するとともに、施設職員の資質向上のための研修などを実施します。	放課後児童クラブの運営費補助(見込): 240クラブ(盛岡市を除く)
43	11	3-1 地域における健全育成活動の推進	いわて子どもの森管理運営費(児童家庭課)	169.6	155.1	14.5				地域の児童健全育成の活動を充実するため、関係団体と連携しながら、事業の企画や地域の児童健全育成活動への支援などを進め、その中核機能としての役割を積極的に担っていきます。	・移動児童館実施状況(見込):13回 ・共催型移動児童館実施状況(見込):4回
44	17	3-2 岩手の食育の推進	食育県民運動促進事業費(県民くらしの安全課)	1.3	0.0	1.3			○	食育への理解と実践を促進するため、食育の普及啓発活動の実施など食育推進運動を展開します。 ・食育地域研修会の開催(4地域) ・食育推進県民大会の開催(1回) ・食育普及啓発キャラバンの実施	・食育地域研修会の開催(県南局12/3、県北局12/5、沿岸局12/19、盛岡局1/30) ・食育推進県民大会の開催(11/19、アイーナ、参加者数約350名) ・食育普及啓発キャラバンの実施(6/6~6/29、紫波町・野田村・田野畑村・宮古市・普代村内の保育所及び役場を訪問)
45	16	3-2 岩手の食育の推進	食の信頼確保向上対策事業費(県民くらしの安全課)	3.6	4	△0.4				安全・安心で質の高い本県の食に対する信頼性の確保等を図るため、食品表示の監視等を継続して行うほか、リスクコミュニケーションの開催等を実施します。	・食品表示関係(①指示公表 1件、②文書指導 1件、③口頭指導 44件) ・食の安全安心リスクコミュニケーションの開催(①釜石市 9/29、②平泉町 9/30)
46		3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	児童虐待防止対策強化事業費(児童家庭課)	25.9	23.9	2.0				児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所及び市町村職員の資質向上のための研修や、児童の安全確認などの対応力向上のための体制強化を行います。	・要保護児童対策地域協議会(1回)の開催 ・基幹的職員研修事業の実施
47		3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	児童養育支援ネットワーク事業費(児童家庭課)	5.1	11.3	△6.2				児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発予防に至る総合的な取組を推進するため、県や児童相談所の体制整備を図るとともに、市町村の対応力の強化の支援を行います。	・オレンジリボンキャンペーンの実施 ・CSPトレーナー養成講座(3回)の実施 ・市町村の対応力強化のための環境整備補助(11市町村)
48	12	3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	里親委託促進事業費(児童家庭課)	5.1	4.8	0.3				社会的養護体制において、より家庭的な環境での愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発を行うとともに、里親を育成し、里親の支援を行います。	・里親委託推進委員会(2回)の開催 ・里親大会の開催
49		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわてものづくり産業人材育成事業費(科学・ものづくり振興課)	30.8	29.9	0.9			○	義務教育段階から工業高校等までにいたる技術・技能指導により、ものづくりへの興味や勤労観を醸成し、高度な技術・技能を有する優秀なものづくり人材を育成します。 ・工業高校等における実践的な技能指導、インターンシップ等の実施 ・小中学校におけるものづくり体験授業等の実施 ・児童生徒、保護者、教員の企業見学の実施	・工業高校等における実践的な技能指導、インターンシップ等の実施 ・小中学校におけるものづくり体験授業等の実施 ・児童生徒、保護者、教員の企業見学の実施
50		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわて未来創造人サポート事業費(学校教育室)	12.5	14.0	△1.5			○	家庭・地域と協働して、いわての特色ある産業・文化を支える人材を育成するなど、生徒一人ひとりの進路実現に向けた各学校の取組を進めます。	県立学校52校において次の事業を実施。 ・キャリア教育の充実(社会人進路講話、企業訪問、就業体験) ・特別支援学校生の自立支援(チャレンジスポーツ、職場見学、交流事業) ・地域社会に貢献する人材育成(県外交流、地域間交流、リーダー研修) ・地域伝統技能の継承(地域文化選択講座、地域伝統技術・技能の理解・郷土芸能継承活動)
51		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわて進学支援ネットワーク事業費(学校教育室)	23.1	26.3	△3.2			○	生徒一人ひとりの進路希望の達成とともに、将来の本県を支える人材を育成するために、生徒の進路に応じた各学校の進学指導の取組を進めます。	県立学校28校において次の事業を実施。 ・外部講師による講座の実施 ・進学講演会の実施 等
52		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	学校・地域の協働によるキャリア教育推進事業費(学校教育室)	7.1	7.5	△0.4			○	ものづくり分野、農業分野、水産分野、商業分野の4分野における専門学校の地域と連携したキャリア教育の実践を通じて、地域産業を支える人材の育成に取り組めます。	・ものづくり分野 ・実技講習会、企業見学等を実施 ・農業分野 ・長期インターンシップ、企業との共同研究等を実施 ・水産分野 ・現場実習、漁業・水産技術者による実践指導等を実施 ・商業分野 ・チャレンジショップや楽天IT学校への参加

いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	部新規	単独	事業内容	実施状況				
				H24	H23										
53	25 26	3-4 生きる力を育む学校教育の推進	特別支援教育推進事業費(いわて特別支援教育推進プラン実践事業)(学校教育室)	2.0	2.1	△ 0.1				○	「共に学び、共に育つ教育」を理念とした「特別支援教育推進プラン」に基づき、幼稚園から高等学校までの全ての学校において特別支援教育の充実・強化を図ります。	・特別支援学校による地域内の幼稚園、小・中学校、高等学校への相談支援の実施 ・各校種に応じた教員研修の実施			
54		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	すこやかサポート推進事業費(教職員課)	220.2	232.8	△ 12.6					○	小学校における基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、30人超す学級を1~5有する学校及び14~16人複式学級に非常勤講師を配置します。	112名を配置		
55		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	教職員費(学校生活サポート推進事業)(教職員課)	190.8	193.1	△ 2.3						○	生徒指導や学習定着状況等で課題のある中学校で、学校生活の安定と充実を図るため、教員の取組を支援する非常勤講師・職員を配置します。 ・配置予定 延べ106名(うち震災対応分として被災地配置予定 11名)	97名を配置	
56		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	競技力向上対策事業費(いわてスーパーキッズ発掘・育成事業)(スポーツ健康課)	12.8	12.8	0.0						○	スポーツ医・科学理論に基づけられたサポートを基盤として、優れた素質を有する児童を早期に発掘し、能力開発と系統的・継続的な育成強化により、競技力の向上を図ります。 ・素質ある児童の早期発掘(発掘プログラム) ・発掘した児童の系統的・継続的な育成強化(育成プログラム) ・中学生期の系統的・継続的な育成強化及び中学生期を中心としたパスウェイプログラム	・素質ある児童(小学5年生)の発掘 ・発掘した児童(小学6年生)の系統的・継続的な育成強化 ・発掘した児童の中学生期における系統的・継続的な育成強化及び中学生期を中心としたパスウェイプログラムの実施	
57		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	児童の体力向上推進事業費(児童の体力向上推進事業)(スポーツ健康課)	5.1	6.8	△ 1.7							○	小学校体育指導者の資質・授業力の向上により、児童の体力向上を図ります。また、児童生徒がより高い技術指導を受けられる機会を確保するために学校体育への地域のスポーツ人材の活用を推進します。 ・小学校体育ステップアップ講習会の開催 ・小学校体育実技アシスタントの派遣 ・中学高校運動部活動への地域スポーツ人材の派遣	・小学校体育ステップアップ講習会の開催 ・小学校体育実技アシスタントの派遣 ・中学校・高校の運動部活動への地域スポーツ人材の派遣
58		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境学習交流センター管理運営費(環境生活企画室)	21.8	21.9	△ 0.1							○	県民等の環境学習を支援するため、環境学習交流センターを拠点とした取組を推進します。 ・環境アドバイザーの派遣(110回) ・出張環境学習会の開催(40回) ・環境学習講座の開催(8回) ・地域活動団体の支援(7回)	[H24.11現在取組状況] ・環境アドバイザーの派遣(118回) ・出張環境学習会の開催(33回) ・環境学習講座の開催(21回) ・地域活動団体の支援(10回)
59		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境王国を担う人づくり事業費(環境生活企画室)	1.8	1.9	△ 0.1							○	環境について考え、行動する人材を育成するため、若い世代を対象とした取組を推進します。 ・小学5年生を対象とした環境副読本の作成、配布(北東北三県連携事業) ・「いわて環境学習応援隊(環境学習を支援する企業等の登録・紹介制度)」の普及啓発	・いわて環境学習応援隊に新たに10企業を登録した(合計32企業・団体)。パンフレットを作成し、県内の小中学校等に配布し紹介する予定。 ・小学5年生を対象とした環境副読本を作成・配布予定。(13,500部作成予定)
60		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境保全対策費(水生生物調査)(環境保全課)	1.5	1.5	0.0							○	川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知る「水生生物調査」について、次代を担う小中学校の児童・生徒等に広く参加を促し、水環境保全の意識の涵養を図ることを主眼として実施します。 ・参加者に対し、調査資料やマップの配布 ・出前講座の実施 ・永年継続団体に対し知事感謝状の贈呈	・参加者に対し、調査資料及びマップを配布した。 ・出前講座を31回実施した。 ・選考した5団体に対し、知事感謝状を贈呈する予定。
61		3-5 魅力ある社会教育の推進	教育振興運動推進費(生涯学習文化課)	2.4	0.2	2.2							○	学校、家庭、住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」を推進します。 ・教育振興運動推進研修会の開催 ・全県共通課題の取組 ・市町村体制支援事業 ・「定着と検証の2年」集約県大会	・市町村担当者研修会及び各教育事務所管内において実施する教育振興運動推進研修会(6地区7会場)を開催 ・市町村・地域活性化研修会を33市町村において実施予定 ・教育振興運動集約県大会の開催 ・教育振興運動イメージソング「Hand In Hand」啓発コンサートを各市町村において23回開催 ・家庭教育(家庭学習・読書推進等)に係るメールマガジンを年24号配信

いわて子どもプラン 関連事業(平成24年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容	実施状況
				H24	H23						
62		3-5 魅力ある社会教育の推進	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 (生涯学習文化課)	201.4	0.0	201.4	○			「学び」を媒介とした地域の人間関係を構築するとともに、地域の課題に自ら対応する能力を育成し、地域住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生を支援します。【国庫委託事業(10/10)】 ・「放課後子ども教室推進事業」代替事業 ・「学校と地域の協働推進事業」代替事業 ・教育振興運動各市町村事業 ・中高生の学習支援事業	・各種事業に係る人材育成を図る研修会の実施 ・放課後子ども教室推進事業;21市町村115教室で実施 ・学校と地域の協働推進事業;18市町村43本部を実施 ・教育振興運動各市町村事業; 教育振興運動事業18市町村、家庭教育事業6市町村を実施 ・中高生の学習支援事業;7市町村20カ所において実施

いわて子どもプラン 関連事業(平成25年度主要事業)

【資料3】(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	部新規	単独	事業内容
				H25	H24					
1	18 19	1-2 若者の就労や交流活動の促進	いわて青少年育成プラン推進事業費(青少年・男女共同参画課)	18.4	18.3	0.1			○	青少年の健全育成を目指し、青少年活動交流センターを拠点とした取組等を推進します。 -いわて希望塾の開催(1回) -いわて親子・家庭フォーラムの開催(2回) -青少年なんでも相談室の設置(通年)
2		1-2 若者の就労や交流活動の促進	いわて若者ステップアップ支援事業費(青少年・男女共同参画課)	20.1	0.0	20.1			○	社会的自立が困難な青少年(ニート等)の置かれた状況に応じて、アウトリーチ、ジョブトレーニング等の支援プログラムを適切に提供するなど、社会的自立に向けた支援を実施します。 -訪問支援の実施(月1回) -活動・交流支援の実施 -ジョブトレーニングの実施 -相談対応
3	13	1-2 若者の就労や交流活動の促進	ジョブカフェいわて管理運営費(雇用対策・労働室)	113.3	116.2	△ 2.9			○	若手人材の県内就職促進を図るため、若年者を対象とした就業支援及び企業・教育機関を対象とした各種支援を行うワンストップサービスセンター「ジョブカフェいわて」を管理・運営します。 また、被災地において、雇用のミスマッチを解消すべく、企業・求職者双方への支援及びマッチングの機会の提供を行います。
4	13	1-2 若者の就労や交流活動の促進	地域ジョブカフェ管理運営費(雇用対策・労働室)	20.4	19.0	1.4			○	若手人材の地元定着を促進するため、地域の関係機関と連携し、各地域により異なる雇用課題に対応した就業支援活動を行う「地域ジョブカフェ」を管理・運営します。 また、被災地において、雇用のミスマッチを解消すべく、合同面接会など、企業・求職者双方への支援及びマッチングの機会の提供を行います。 (県予算措置地域:県内5地域(一関、大船渡、宮古、久慈、二戸))
5	22	1-3 男女がともに子育てをする意識の醸成	いわて男女共同参画プラン推進事業費(青少年・男女共同参画課)	20.5	20.5	0.0				男女共同参画を推進する人材の育成など、男女共同参画センターを拠点とした取組を実施します。 -男女共同参画サポーター養成講座等の各種講座の開催、相談事業の実施 -男女共同参画フェスティバルの開催(1回)
6	3 4	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	子育て応援推進事業費(児童家庭課)	1.5	5.5	△ 4.0				社会全体で子育てを支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「子育て応援の店」協賛店舗の拡大や、「いわて子育てにやさしい企業」の認証及び表彰を実施します。
7		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	子育てサポートセンター管理運営費(児童家庭課)	8.9	8.2	0.7				子育て中の親子等が、いつでも気軽に安心して過ごせる場の提供するとともに、子育てに関する相談、子育て情報の集積、発信、子育て支援に関する研修などを実施します。
8		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	地域防災力強化プロジェクト事業費(総合防災室)	20.4	37.0	△ 16.6			○	災害に対する知識と防災意識の高揚を図るため、県内で想定される地震・火山災害を踏まえた「新しい防災教育教材」を作成し、防災教育の充実・強化に努めます。
9		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	草の根コミュニティ再生支援事業費(地域振興室)	3.6	5.1	△ 1.5			○	被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化の取組の支援を行うとともに、地域で抱えている課題に対するモデル的な取組を市町村と連携して実施します。
10	27	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	道路環境改善事業(交通安全施設整備)(道路環境課)	1,455.5	1,314.5	141.0				児童及び生徒を交通事故から守るため、通学路における歩道整備を実施します。
11	27	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	県単交通安全施設整備事業(道路環境課)	525.8	811.5	△ 285.7			○	児童及び生徒を交通事故から守るため、通学路における歩道整備を実施します。
12		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	「安全・安心なまちづくり」推進事業費(少年課)	0.6	0.7	△ 0.1				-大学生ボランティアの少年サポート隊による勉強支援等を通じて非行少年等の立ち直り支援を推進します。
13	15	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	犯罪のない安全・安心まちづくり推進事業費(県民くらしの安全課)	2.9	2.9	0.0			○	県民の防犯意識の向上を目指した広報活動や地域活動等の拡充や連携の支援などのほか、犯罪被害者等への支援を行います。 また、子どもの安全確保のため、地域安全マップづくりの促進、子ども向けの防犯標語「いかのおすし」の普及や子ども110番の家・店・車等の活動の周知を図り、安全・安心まちづくりに係る地域の取組を促進します。 -公共バス・鉄道の車内放送を活用した広報の実施 -地域のネットワークづくりの支援 -地域安全アドバイザーの派遣(年30回)
14		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	交通安全指導費(県民くらしの安全課)	45.5	45.5	0.0			○	交通事故を防止するため、子どもや高齢者の交通事故防止に重点を置いた取組を実施します。 -岩手県交通安全対策協議会が主体となった「正しい交通ルールを守る県民運動」の推進 -交通指導員を設置する市町村への補助
15	15	2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	指導運営費(地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費)(学校教育室)	4.5	4.5	0.0				地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校が確立される取組を行う。
16		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	指導運営費(通学路安全推進事業)(学校教育室)	2.5	0.0	2.5		○		通学路の安全を確保するため、通学路安全対策アドバイザーを市町村に派遣するなどして、通学路の安全点検や安全対策の検討を行う。
17		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	児童生徒健全育成推進費(24時間いじめ相談ダイヤル事業)(学校教育室)	3.7	2.9	0.8				いじめの問題に悩む児童生徒及び保護者のための24時間電話相談を実施する。

いわて子どもプラン 関連事業(平成25年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容
				H25	H24					
18		2-1 みんなで子育てを支援する地域づくり	児童生徒健全育成推進費(いじめ問題総合対策事業)(学校教育室)	2.5	0.0	2.5	○			いじめ問題対策協議会の開催などにより、いじめ問題の根絶に向けた総合的な取組を実施する。
19	6	2-3 親と子の健康づくりの充実	周産期医療対策費(医療推進課)	878.6	1,639.7	△ 761.1				総合周産期母子医療センター等の運営に要する経費に補助するとともに、周産期医療情報ネットワークの活用を推進します。
20		2-3 親と子の健康づくりの充実	特定不妊治療費助成事業(児童家庭課)	7.9	7.7	0.2				医療保険適用外の体外受精・顕微授精などの不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療費の自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減する。
21		2-3 親と子の健康づくりの充実	生涯を通じた女性の健康支援事業費(児童家庭課)	6.3	5.8	0.5				生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施する。
22		2-3 親と子の健康づくりの充実	イー歯トープ8020運動推進事業費(健康国保課)	5.8	6.5	△ 0.7				市町村、郡市歯科医師会と連携し、むし歯及び歯周病予防に関する健康教室等を通して歯及び口腔の保持増進を図ります。
23		2-3 親と子の健康づくりの充実	児童生徒健全育成推進費(スクールカウンセラー等配置事業)(学校教育室)	331.4	353.5	△ 22.1				東日本大震災津波により心にダメージを受けた幼児児童生徒をサポートするため、臨床心理士等のカウンセラーを学校等に配置する。
24		2-3 親と子の健康づくりの充実	児童生徒健全育成推進費(学校不適応総合対策事業)(学校教育室)	14.5	15.9	△ 1.4				高等学校における学校不適応問題への対応や、東日本大震災津波により心にダメージを受けた生徒をサポートするために、県立学校にカウンセラーを配置するとともに、県立総合教育センターに自立支援相談員を配置する。
25		2-3 親と子の健康づくりの充実	療育センター整備事業費(障がい保健福祉課)	198.1	118.1	80.0				障がいのニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、県内の障がい児療育の拠点となる「県立療育センター」の整備について、基本計画に基づき、移転改築整備に向けた取組を推進します。
26		2-3 親と子の健康づくりの充実	発達障害者支援センター運営等事業費(障がい保健福祉課)	1.9	2.6	△ 0.7				発達障がい児(者)への支援を行うため、地域における支援体制の整備を推進するとともに、発達障がい児(者)の各ライフステージに応じた支援体制の検討・施策を展開します。 ・発達障がい者支援体制整備検討委員会の開催 ・家族支援体制の構築支援
27	8	2-4 保育サービスの充実	子育て支援対策臨時特例事業費(児童家庭課)	703.3	1,445.2	△ 741.9				安心して子どもを育てられる体制の整備を図るため、保育所の整備促進や子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化に要する経費への補助等に取り組みます。
28	8	2-4 保育サービスの充実	保育対策等促進事業費(児童家庭課)	660.3	601.1	59.2				保育所における延長保育、休日保育及び病児・病後児保育などの保育サービスの充実を支援します。
29	2 8	2-4 保育サービスの充実	児童福祉施設整備費(児童館整備費補助)(児童家庭課)	59.1	86.0	△ 26.9				市町村が行う小型児童館、児童センター及び放課後児童クラブ室の整備に要する経費に対して補助する。
30		2-4 保育サービスの充実	認定こども園整備事業費補助(法務学事課)	163.6	0.0	163.6				幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する経費の一部を補助しようとするものです。
31	9	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	子育て応援推進事業費(再掲)(児童家庭課)	1.5	5.5	△ 4.0				社会全体で子育てを支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「子育て応援の店」協賛店舗の拡大や、「いわて子育てにやさしい企業」の認証及び表彰を実施します。
32	14	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	就業支援推進事業費(雇用対策・労働室)	73.8	73.6	0.2			○	県内各地域に就業支援員を配置し、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。
33	20 23	2-5 子育てにやさしい職場環境づくり	いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)(青少年・男女共同参画課)	20.8	20.5	0.3				男女共同参画を推進する人材の育成など、男女共同参画センターを拠点とした取組を実施します。 ・男女共同参画サポーター養成講座等の各種講座の開催、相談事業の実施 ・男女共同参画フェスティバルの開催(1回)
34		2-6 経済的負担の軽減	子どものための手当等市町村支給費負担金(児童家庭課)	3,108.7	2,981.4	127.3				父母等子どもを養育している者に子どものための手当等を支給します。 ・年齢区分等に応じ月額1万5千円、1万円、5千円を支給
35		2-6 経済的負担の軽減	私立学校運営費補助(法務学事課)	4,799.9	4,633.4	166.5			一部 ○	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校の教育水準の向上を図り、私学の振興を促進するため学校法人に対し運営費の一部を補助しようとするものです。
36		2-6 経済的負担の軽減	私立高等学校等就学支援金交付金(法務学事課)	1,022.7	1,021.9	0.8				家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、私立高等学校等の生徒のいる世帯に対し、公立高等学校授業料相当額等を支給するものです。
37		2-6 経済的負担の軽減	私立高等学校等授業料等減免補助(法務学事課)	26.0	16.6	9.4			一部 ○	私立高等学校及び私立特別支援学校の高等部に在学する生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料等の負担を軽減するため、学校法人が行う授業料等減免事業に係る経費に対し補助金を交付するものです。
38	10	2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	母子家庭等セルフサポート事業(児童家庭課)	52.0	60.3	△ 8.3				母子家庭等の就業活動を支援し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭の母等を対象に、就業相談や就業に関する資格取得等に係る支援を行う。
39		2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	就職支援能力開発費(雇用対策・労働室)	497.2	525.9	△ 28.7				離職者、若年不安定就労者及び母子家庭の母等の就職を支援するため、各種職業能力開発を実施します。

いわて子どもプラン 関連事業(平成25年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容	
				H25	H24						
40		2-7 ひとり親家庭等への支援の充実	生活福祉資金貸付事業推進費補助(地域福祉課)	1,110.3	1,431.1	△ 320.8				低所得世帯等に対し、生活資金等の貸付と必要な相談援助を行うため、岩手県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の円滑な運営を支援します。	
41	28	3-1 地域における健全育成活動の推進	地域子育て活動推進事業費(児童家庭課)	602.7	609.6	△ 6.9				児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの運営を支援するとともに、施設職員の資質向上のための研修などを実施します。	
42	11	3-1 地域における健全育成活動の推進	いわて子どもの森管理運営費(児童家庭課)	167.8	169.6	△ 1.8				地域の児童健全育成の活動を充実するため、関係団体と連携しながら、事業の企画や地域の児童健全育成活動への支援などを進め、その中核機能としての役割を積極的に担っていきます。	
43	17	3-2 岩手の食育の推進	食育県民運動促進事業費(県民くらしの安全課)	1.2	1.3	△ 0.1				食育への理解が進み、消費者自らが安全・安心な食べものを選択できるよう、地域や家庭での食育活動の実践につながる取組を推進します。 ・食育地域研修会・市町村交流会議の開催(4地域) ・食育推進県民大会の開催(1回) ・食育普及啓発キャラバンの実施	
44	16	3-2 岩手の食育の推進	食の信頼確保向上対策事業費(県民くらしの安全課)	3.6	3.6	0.0				食の信頼を確保し、消費者の安心感を醸成するための取組を推進します。 ・リスクコミュニケーションの開催(年4回) ・食品表示専門員の配置(1名)による監視指導、食品表示ウォッチャーの委嘱(100名)によるモニター監視	
45		3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	児童虐待防止対策強化事業費(児童家庭課)	48.6	25.9	22.7				児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所及び市町村職員の資質向上のための研修や、児童の安全確認などの対応力向上のための体制強化を行います。	
46		3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	児童養育支援ネットワーク事業費(児童家庭課)	5.1	5.1	0.0				児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発予防に至る総合的な取組を推進するため、県や児童相談所の体制整備を図るとともに、市町村の対応力の強化の支援を行います。	
47	12	3-3 保護を要する児童等の福祉の推進	里親委託促進事業費(児童家庭課)	4.1	5.1	△ 1.0				社会的養護体制において、より家庭的な環境での愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発を行うとともに、里親を育成し、里親の支援を行います。	
48		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわてものづくり産業人材育成事業費(科学・ものづくり振興課)	23.8	30.8	△ 7.0			○	小中学校における工場見学、出前授業から工業高校の技術・技能指導支援により、ものづくりへの興味や職業観・勤労観を醸成し、優秀なものづくり人材を育成します。	
49		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわて未来創造人サポート事業費(学校教育室)	11.1	11.2	△ 0.1				○	いわての特色ある産業・文化を支える人材を育成するなど、生徒一人ひとりの進路実現に向けた各学校の取組を進めます。
50		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	いわて進学支援ネットワーク事業費(学校教育室)	22.7	23.1	△ 0.4				○	生徒一人ひとりの進路希望の達成とともに、将来の本県を支える人材を育成するために、生徒の進路に応じた各学校の進学指導の取組を進めます。
51		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	学校・地域の協働によるキャリア教育推進事業費(学校教育室)	7.1	7.1	0.0				○	ものづくり分野、農業分野、商業分野、水産分野、家庭分野の5分野における専門学校の地域と連携したキャリア教育の実践を通じて、地域産業を支える人材の育成に取り組みます。
52	2526	3-4 生きる力を育む学校教育の推進	特別支援教育推進事業費(いわて特別支援教育推進プラン実践事業)(学校教育室)	1.8	2.0	△ 0.2				○	「共に学び、共に育つ教育」を理念とした「特別支援教育推進プラン」に基づき、幼稚園から高等学校までの全ての学校において特別支援教育の充実・強化を図ります。
53		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	すこやかサポート推進事業費(教職員課)	207.7	220.2	△ 12.5					小学校における基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、30人を超える学級を有する学校及び14~16人複式学級等に非常勤講師を配置します。 ・配置予定 106名
54		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	教職員費(学校生活サポート推進事業)(教職員課)	185.9	190.8	△ 4.9					生徒指導や学習定着状況等で課題のある中学校で、学校生活の安定と充実を図るため、教員の取組を支援する非常勤講師・職員を配置します。 ・配置予定 延べ95名
55		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	競技力向上対策事業費(いわてスーパーキッズ発掘・育成事業)(スポーツ健康課)	12.8	12.8	0.0				○	スポーツ医・科学理論に裏づけされたサポートを基盤として、優れた素質を有する児童を早期に発掘し、能力開発と系統的・継続的な育成強化により、競技力の向上を図ります。 ・素質ある児童の早期発掘(発掘プログラム) ・発掘した児童の系統的・継続的な育成強化(育成プログラム) ・中学生期の系統的・継続的な育成強化及び中学生期を中心としたバスウェイプログラム
56		3-4 生きる力を育む学校教育の推進	児童の体力向上推進事業費(児童の体力向上推進事業)(スポーツ健康課)	4.6	5.1	△ 0.5					小学校体育指導者の資質・授業力の向上により、児童の体力向上を図ります。また、児童生徒がより高い技術指導を受ける機会を確保するために学校体育への地域のスポーツ人材の活用を推進します。 ・小学校体育ステップアップ講習会の開催 ・小学校体育実技アシスタントの派遣 ・中学校運動部活動への地域スポーツ人材の派遣
57		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境学習交流センター管理運営費(環境生活企画室)	21.9	21.8	0.1					県民等の環境学習を支援するため、環境学習交流センターを拠点とした取組を推進します。 ・環境アドバイザーの派遣(110回) ・出張環境学習会の開催(40回) ・環境学習講座の開催(8回) ・地域活動団体の支援(7回)
58		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境王国を担う人づくり事業費(環境生活企画室)	1.5	1.8	△ 0.3					環境について考え、行動する人材を育成するため、若い世代を対象とした取組を推進します。 ・小学5年生を対象とした環境副読本の作成、配布(北東北三県連携事業) ・「いわて環境学習応援隊(環境学習を支援する企業等の登録・紹介制度)」の普及啓発



いわて子どもプラン 関連事業(平成25年度主要事業)

(百万円)

No.	関連指標	項目	事業名	予算		差引	新規	一部新規	単独	事業内容
				H25	H24					
59		3-5 魅力ある社会教育の推進	環境保全対策費(水生生物調査) (環境保全課)	1.4	1.4	0.0				川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知る「水生生物調査」について、次代を担う小中学校の児童・生徒等に広く参加を促し、水環境保全の意識の涵養を図ることを主眼として実施します。 ・参加者に対し、調査資料やマップの配布 ・出前講座の実施 ・永年継続団体に対し知事感謝状の贈呈
60		3-5 魅力ある社会教育の推進	教育振興運動推進費 (生涯学習文化課)	2.9	2.4	0.5				学校、家庭、住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」を推進します。 ・教育振興運動推進研修会の開催 ・全県共通課題の取組 ・市町村・地域活性化研修会
61		3-5 魅力ある社会教育の推進	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 (生涯学習文化課)	217.4	201.4	16.0				「学び」を媒介とした地域の人間関係を構築するとともに、地域の課題に自ら対応する能力を育成し、地域住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生を支援します。【国庫委託事業(10/10)】 ・「放課後子ども教室推進事業」代替事業 ・「学校と地域の協働推進事業」代替事業 ・教育振興運動各事業 ・中高生の学習支援事業

## 【資料4】

### 東日本大震災津波に係る子ども支援の取組状況

課 題	現在の対応状況	今後の対応方向								
<p>1 地域における障がい者等への支援 (1) 障がい福祉サービスの充実</p>	<p>○被災地発達障がい児支援 障がい児への療育支援及び発達障がい児(者)の相談支援、関係機関のコンサルテーション等を実施するため、「発達障がい沿岸センター」を釜石市に開設(4月1日) 【活動実績(11月30日現在)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">件数(延べ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別支援(相談支援等) ※1</td> <td style="text-align: center;">222</td> </tr> <tr> <td>関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(研修の企画、共催等) ※2</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>関係施設・関係機関等の連携に係る活動(連絡協議会等) ※3</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 個別支援: 相談支援(本人及び家族等を対象)、就労支援(本人を対象)            ※2 普及啓発及び研修: 発達障がい支援者研修の開催(療育センターと連携して開催)、地域の障がい者自立支援協議会が主催するワークショップ(共催)            ※3 関係施設・関係機関との連携: 地域の障がい者自立支援協議会への出席、機関コンサルテーションの実施等</p>	区分	件数(延べ)	個別支援(相談支援等) ※1	222	関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(研修の企画、共催等) ※2	15	関係施設・関係機関等の連携に係る活動(連絡協議会等) ※3	65	<p>・県立療育センターや相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、障がい児療育や発達障がいに関する支援を実施</p>
区分	件数(延べ)									
個別支援(相談支援等) ※1	222									
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(研修の企画、共催等) ※2	15									
関係施設・関係機関等の連携に係る活動(連絡協議会等) ※3	65									
<p>(2) 社会福祉施設等の復旧、運営支援</p>	<p>○障がい者(児)福祉施設 ・被災した施設の修繕、移転整備及び備品等の再取得を支援 復旧済施設数: 16か所(うち沿岸分3か所) ◆事業対象施設数: 21か所(うち沿岸地域8か所) ・被災した施設の職員確保と被災失業者等の人材育成を支援 平成23年度: 15事業所25人を雇用 平成24年度: 26事業所44人を雇用</p> <p>○保育所・児童館等 ・被災した施設の修繕、移転整備及び備品等の再取得を支援 復旧済施設数: 27か所(うち沿岸分7か所) ◆事業対象施設数: 44か所(うち沿岸地域24か所) ※ 復旧未了施設のうち、保育所1(検討中)、児童館1(廃止予定)を除き、仮設施設等で再開済</p>	<p>・平成23年度からの繰越事業(施設復旧7施設、設備復旧1施設)の進捗管理 ・平成23年度に復旧工事に着手できなかった設備(2施設)については平成24年度において補助予定</p> <p>・復旧途上の24施設は、平成24年8月から順次査定を進めており、早期復旧を支援</p>								

課 題	現在の対応状況	今後の対応方向																																																																																																																					
	<b>社会福祉施設〔沿岸〕の被災・復旧状況（12月31日現在）</b>																																																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">既存数 (震災前)</th> <th rowspan="2">被災</th> <th colspan="3">施設復旧支援数※1</th> <th colspan="2">継続・再開</th> <th rowspan="2">新設</th> <th colspan="2">提供施設数※2</th> </tr> <tr> <th>対象数</th> <th>着手済</th> <th>復旧済</th> <th>自施設</th> <th>仮設</th> <th>(仮設除)</th> <th>(仮設含)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉施設※3</td> <td>100</td> <td>34</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>25</td> <td>115.0%</td> <td>117.0%</td> </tr> <tr> <td>障がい者(児)福祉施設</td> <td>62</td> <td>31</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>87.1%</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>200</td> <td>59</td> <td>24</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0</td> <td>84.5%</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>  保育所</td> <td>95</td> <td>34</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>85.3%</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>  へぎ地保育所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>  児童館</td> <td>36</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>91.7%</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>  放課後クラブ</td> <td>62</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>85.5%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>  子育て拠点</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>33.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>362</td> <td>124</td> <td>50</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>75</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>93.4%</td> <td>103.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設復旧支援数は、災害復旧費補助金のほか、各種基金を活用した支援を予定している施設である。  ※2 提供施設数は、震災前の福祉施設等開設数(既存数)と比較しての継続・再開及び新設の状況である。  提供施設数(仮設除) = { 既存数 - 被災 + 継続・再開(自施設) + 新設 } / 既存数  提供施設数(仮設含) = { 既存数 - 被災 + 継続・再開(自施設・仮設) + 新設 } / 既存数  ※3 高齢者福祉施設は、特養、老健、認知症高齢者GH、小規模多機能及び養護である。  ※「児童福祉施設」について、「被災」欄と「施設復旧支援数」欄の差は自力再建施設、「被災」欄と「継続・再開」欄の差は休止等施設であること。</p>		種別	既存数 (震災前)	被災	施設復旧支援数※1			継続・再開		新設	提供施設数※2		対象数	着手済	復旧済	自施設	仮設	(仮設除)	(仮設含)	高齢者福祉施設※3	100	34	18	11	9	24	2	25	115.0%	117.0%	障がい者(児)福祉施設	62	31	8	8	3	23	7	0	87.1%	98.4%	児童福祉施設	200	59	24	7	7	28	28	0	84.5%	98.5%	保育所	95	34	16	6	6	20	13	0	85.3%	98.9%	へぎ地保育所	1	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	児童館	36	4	3	1	1	1	2	0	91.7%	97.2%	放課後クラブ	62	14	3	0	0	5	9	0	85.5%	100.0%	子育て拠点	6	6	1	0	0	2	4	0	33.3%	100.0%	計	362	124	50	26	19	75	37	25	93.4%	103.6%
種別	既存数 (震災前)	被災				施設復旧支援数※1			継続・再開			新設	提供施設数※2																																																																																																										
			対象数	着手済	復旧済	自施設	仮設	(仮設除)	(仮設含)																																																																																																														
高齢者福祉施設※3	100	34	18	11	9	24	2	25	115.0%	117.0%																																																																																																													
障がい者(児)福祉施設	62	31	8	8	3	23	7	0	87.1%	98.4%																																																																																																													
児童福祉施設	200	59	24	7	7	28	28	0	84.5%	98.5%																																																																																																													
保育所	95	34	16	6	6	20	13	0	85.3%	98.9%																																																																																																													
へぎ地保育所	1	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%																																																																																																													
児童館	36	4	3	1	1	1	2	0	91.7%	97.2%																																																																																																													
放課後クラブ	62	14	3	0	0	5	9	0	85.5%	100.0%																																																																																																													
子育て拠点	6	6	1	0	0	2	4	0	33.3%	100.0%																																																																																																													
計	362	124	50	26	19	75	37	25	93.4%	103.6%																																																																																																													
2 要保護児童等への支援	<p>○被災孤児の養育環境の確保及び生活支援 被災孤児は94人を確認 養育環境は次のとおり。 里親61人、親族等9人、離父母引取13人、施設5人(被災前からの入所を含む)、進学等による転出者6人</p> <p>○里親認定及び支援 ・社会福祉審議会児童専門分科会を開催し、震災で保護者を亡くした児童の里親を認定 【これまでの開催及び認定状況】 開催回数：9回(平成23年度) 認定状況：親族里親15件、養育里親24件 ・県里親会に委託し、被災孤児を養育する里親等を対象に宮古、釜石、大船渡の三地区で、臨床心理士、弁護士、大学教員、託児ボランティア等の協力を得て毎月1回、里親サロンを開催</p> <p>○被災遺児の実態把握及び支援 県内各市町村に照会調査を実施(12月31日現在、被災遺児481人) また、広域振興局等へ遺児家庭支援専門員を配置(宮古2、釜石2、大船渡2)し、市町村と連携しながら相談体制を確保し、訪問・電話で各種制度の利用を促進 なお、被災孤児・遺児向けの支援制度や各種サービス等を周知するためのチラシを作成し、沿岸地区世帯等へ配布済み 10月から生活状況、就労や養育状況等について実態把握を目的とする訪問調査を実施中</p>																																																																																																																						

課 題	現在の対応状況	今後の対応方向				
	<p>○子どものこころのケア 各児童相談所が避難所等で巡回相談を実施するとともに、「児童のこころのケア」研修会を、沿岸部の各市町村で、保育士、市町村職員、保護者等を対象に実施 また、沿岸3地区(宮古・気仙・釜石)に「子どものこころのケアセンター」を設置し、週1回程度、児童精神科医が児童等を診察するほか、地域の関係機関と連携しケアを実施 なお、同センターにおける診療児童総数(12月31日現在)は、延273人(H23実績 延245人) 【活動実績(12月31日現在)】</p> <table border="1" data-bbox="467 510 943 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回児童相談</td> <td>H23実績 378 H24実績 177</td> </tr> </tbody> </table>		相談回数	巡回児童相談	H23実績 378 H24実績 177	<p>・被災地の保護者、保育士や児童指導員等の対関係者に対して、子どもの心理的なケアにより適切に関われるよう、対応力の向上を図るため、研修を実施</p> <p>・基金の継続周知と現況確認を実施</p>
	相談回数					
巡回児童相談	H23実績 378 H24実績 177					
3 学校施設の復旧整備	<p>【県立学校】 ○全壊した高田高校は、当面、大船渡東高校萱中校舎(旧大船渡農業高校)を仮校舎として使用中 ○新校舎建築に向け、9/15(土)に同校の生徒を主体とした「着工式」を開催し、本格的な造成工事に着手 12月末工事進捗率は計画値78%に対し、実績値80%</p> <p>【市町村立学校】 ○12校が仮設校舎を使用 ○7校が他校を間借り使用 ○3校が他施設(廃校施設等)を使用</p>	<p>→陸前高田市の復興計画等を踏まえた早期復旧整備に向けた計画的な作業を推進</p> <p>→被災学校施設の早期復旧のため、復興交付金や国庫補助の活用等も含め、市町村を支援</p>				
4 学校の復興に向けた支援	○平成23年度(小中学校201人、県立学校34人)に引き続き、平成24年度も小中学校に194人、県立学校に33人の教職員を加配	→来年度以降も加配を継続				
5 危機管理対応に関する指針等の見直し	○東日本大震災津波による被災及びその対応の状況等を踏まえ、児童生徒の安全確保の観点から、危機管理対応に関係する指針及びマニュアルの見直しを行い、平成24年3月に成案を策定	→県のマニュアル見直しを踏まえた市町村、学校単位におけるマニュアル整備・見直しを支援				
6 いわての復興教育の推進	○復興教育推進校46校と県立学校を中心として、いわての復興教育の取組を推進	→復興教育プログラムの内容の見直しを行い、2月下旬にはプログラム(改訂版)の冊子を発行予定				
7 児童生徒の心のサポート	<p>○昨年度に引き続き、県内全公立学校の児童生徒を対象とした「心とからだの健康観察」を実施(9月) ○年内完了を目途に、結果を集計中。地域別、市町村別データを取りまとめ、市町村、学校へフィードバックする予定 ○調査結果の概況について、1月24日(木)に公表</p>					

課 題	現在の対応状況	今後の対応方向
8 被災児童生徒への就学支援、教育の充実	<p>○被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」について、平成24年度は、現在までに522人に対して定期金の給付を決定(前月比±0人、平成23年度の定期金給付決定者数:532人)</p> <p>○(財)岩手育英奨学会を通じて、被災高校生を対象とした奨学金制度を創設し、現在までに186人に貸与(前月比±0人)</p>	→引き続き申請受付事務を実施

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

### 法律制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号）が公布され、医療法、社会福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法等が改正された。

この法改正により、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた社会福祉施設等の基準については、地方公共団体が条例で定めることになった。

### 条例の概要

#### 1 基準を定めるに当たっての考え方

条例で基準を定めるに当たっては、各法律に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、又は厚生労働省令で定める基準を標準とし、若しくは参酌して定めることとされており、その概要は、次のとおり。

基準の区分	条例で定める基準（主なもの）
従うべき基準 必ず適合させなければならない基準。その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできないものです。	職員配置、居室等面積、児童の適切な処遇の確保に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準
標準とする基準 通常よるべき基準。合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるものです。	本条例には該当ありません。
参酌すべき基準 その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるものです。	構造設備、非常災害対策、運営規定、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務、等に関する基準

#### 2 基準の概要

条例を定めるに当たり、厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討してきたところですが、次の理由から、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とすることとしています。

なお、条例制定後におきましても、サービスの利用者及び提供者双方の視点から適切なニーズ把握に努め、必要に応じ、基準について所要の見直しを行うこととします。

- ① 「従うべき基準」については、従来省令で定められていた基準を事業者にとってより厳しくすること（独自基準の設定）は可能とされていますが、これまで適切に事業運営・サービス提供がなされている実態に鑑みれば、独自基準を設けることは事業者側に過大な負担を強いることとなること。
- ② 「参酌すべき基準」については、サービス利用者及び提供者のニーズ等に鑑み、これまでの基準を変更する必要性が認められないこと。

### 3 条例の内容

- (1) 趣旨を定めること。(第1条関係)
- (2) 最低基準の向上等を定めること。(第2条、第3条関係)
- (3) 一般原則を定めること。(第4条関係)
- (4) 非常災害対策を定めること。(第5条関係)
- (5) 職員の一般的要件を定めること。(第6条関係)
- (6) 職員の知識及び技能の向上等を定めること。(第7条関係)
- (7) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めること。(第8条関係)
- (8) 入所した者を平等に取り扱う原則を定めること。(第9条関係)
- (9) 虐待の禁止を定めること。(第10条関係)
- (10) 懲戒に係る権限の濫用禁止を定めること。(第11条関係)
- (11) 衛生管理等を定めること。(第12条関係)
- (12) 食事の提供を定めること。(第13条関係)
- (13) 入所した者及び職員の健康診断を定めること。(第14条関係)
- (14) 給付金として支払を受けた金銭の管理を定めること。(第15条関係)
- (15) 規程を定めること。(第16条関係)
- (16) 帳簿の整備を定めること。(第17条関係)
- (17) 秘密保持等を定めること。(第18条関係)
- (18) 苦情解決を定めること。(第19条関係)
- (19) 助産施設の種類を定めること。(第20条関係)
- (20) 助産施設の入所させる妊産婦を定めること。(第21条関係)
- (21) 所産施設の第2種助産施設に置くべき職員を定めること。(第22条関係)
- (22) 助産施設の異常分べん時の措置を定めること。(第23条関係)
- (23) 乳児院の設備の基準を定めること。(第24条、第25条関係)
- (24) 乳児院の置くべき職員及び員数等を定めること。(第26条関係)
- (25) 乳児院の長の資格等を定めること。(第27条関係)
- (26) 乳児院の養育を定めること。(第28条関係)
- (27) 乳児院の乳児の観察を定めること。(第29条関係)
- (28) 乳児院の自立支援計画の策定を定めること。(第30条関係)
- (29) 乳児院の業務の質の評価等を定めること。(第31条関係)
- (30) 乳児院の関係機関との連携を定めること。(第32条関係)
- (31) 母子生活支援施設の設備の基準を定めること。(第33条関係)
- (32) 母子生活支援施設の職員の配置の基準を定めること。(第34条関係)
- (33) 母子生活支援施設の長の資格等を定めること。(第35条関係)
- (34) 母子生活支援施設の母子支援員の要件を定めること。(第36条関係)
- (35) 母子生活支援施設の生活支援を定めること。(第37条関係)
- (36) 母子生活支援施設の自立支援計画の策定を定めること。(第38条関係)
- (37) 母子生活支援施設の業務の質の評価等を定めること。(第39条関係)
- (38) 母子生活支援施設の保育所に準ずる設備を定めること。(第40条関係)
- (39) 母子生活支援施設の関係機関との連携を定めること。(第41条関係)
- (40) 保育所の設備の基準を定めること。(第42条関係)
- (41) 保育所の設備の基準の特例を定めること。(第43条関係)

- (42) 保育所に置くべき職員及びその員数を定めること。(第44条関係)
- (43) 保育所の保育時間を定めること。(第45条関係)
- (44) 保育所の保育の内容を定めること。(第46条関係)
- (45) 保育所の保護者との連絡を定めること。(第47条関係)
- (46) 保育所の公正な選考を定めること。(第48条関係)
- (47) 保育所の利用料を定めること。(第49条関係)
- (48) 児童厚生施設の設備の基準を定めること。(第50条関係)
- (49) 児童厚生施設に置くべき職員を定めること。(第51条関係)
- (50) 児童厚生施設の遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項を定めること。(第52条関係)
- (51) 児童厚生施設の保護者との連絡を定めること。(第53条関係)
- (52) 児童養護施設の設備の基準を定めること。(第54条関係)
- (53) 児童養護施設に置くべき職員及びその員数を定めること。(第55条関係)
- (54) 児童養護施設の長の資格等を定めること。(第56条関係)
- (55) 児童養護施設の児童指導員の要件を定めること。(第57条関係)
- (56) 児童養護施設の養護を定めること。(第58条関係)
- (57) 児童養護施設の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を定めること。(第59条関係)
- (58) 児童養護施設の自立支援計画の策定を定めること。(第60条関係)
- (59) 児童養護施設の業務の質の評価等を定めること。(第61条関係)
- (60) 児童養護施設の児童と起居を共にする職員を定めること。(第62条関係)
- (61) 児童養護施設の関係機関との連携を定めること。(第63条関係)
- (62) 福祉型障害児入所施設の設備の基準を定めること。(第64条関係)
- (63) 福祉型障害児入所施設の主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数を定めること。(第65条関係)
- (64) 福祉型障害児入所施設の生活指導及び学習指導を定めること。(第66条関係)
- (65) 福祉型障害児入所施設の職業指導を行うに当たって遵守すべき事項を定めること。(第67条関係)
- (66) 福祉型障害児入所施設の入所支援計画の作成を定めること。(第68条関係)
- (67) 福祉型障害児入所施設の児童と起居を共にする職員を定めること。(第69条関係)
- (68) 福祉型障害児入所施設の保護者等との連絡を定めること。(第70条関係)
- (69) 福祉型障害児入所施設の心理学的及び精神医学的診査を定めること。(第71条関係)
- (70) 福祉型障害児入所施設の入所した児童に対する健康診断を定めること。(第72条関係)
- (71) 医療型障害児入所施設の設備の基準を定めること。(第73条関係)
- (72) 医療型障害児入所施設の主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数を定めること。(第74条関係)
- (73) 医療型障害児入所施設の心理学的及び精神医学的診査を定めること。(第75条関係)
- (74) 医療型障害児入所施設の入所した児童に対する健康診断を定めること。(第76条関係)
- (75) 医療型障害児入所施設の児童と起居を共にする職員等を定めること。(第77条関係)
- (76) 福祉型児童発達支援センターの設備の基準を定めること。(第78条関係)
- (77) 福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等を定めること。(第79条関係)
- (78) 福祉型児童発達支援センターの生活指導及び計画の作成を定めること。(第80条関係)
- (79) 福祉型児童発達支援センターの保護者等との連絡を定めること。(第81条関係)
- (80) 福祉型児童発達支援センターの入所した児童に対する健康診断を定めること。(第82条関係)
- (81) 福祉型児童発達支援センターの心理学的及び精神医学的診査を定めること。(第83条関係)



- (82) 医療型児童発達支援センターの設備の基準を定めること。(第84条関係)
- (83) 医療型児童発達支援センターに置くべき職員を定めること。(第85条関係)
- (84) 医療型児童発達支援センターの入所した児童に対する健康診断を定めること。(第86条関係)
- (85) 医療型児童発達支援センターの生活指導等を定めること。(第87条関係)
- (86) 情緒障害児短期治療施設の設備の基準を定めること。(第88条関係)
- (87) 情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数を定めること。(第89条関係)
- (88) 情緒障害児短期治療施設の長の要件等を定めること。(第90条関係)
- (89) 情緒障害児短期治療施設の心理療法、生活指導及び家庭環境の調整を定めること。(第91条関係)
- (90) 情緒障害児短期治療施設の自立支援計画の策定を定めること。(第92条関係)
- (91) 情緒障害児短期治療施設の業務の質の評価等を定めること。(第93条関係)
- (92) 情緒障害児短期治療施設の児童と起居を共にする職員を定めること。(第94条関係)
- (93) 情緒障害児短期治療施設の関係機関との連携を定めること。(第95条関係)
- (94) 児童自立支援施設の設備の基準を定めること。(第96条関係)
- (95) 児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数を定めること。(第97条関係)
- (96) 児童自立支援施設の長の要件等を定めること。(第98条関係)
- (97) 児童自立支援施設の児童自立支援専門員の要件を定めること。(第99条関係)
- (98) 児童自立支援施設の児童生活支援員の要件を定めること。(第100条関係)
- (99) 児童自立支援施設の生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整を定めること。(第101条関係)
- (100) 児童自立支援施設の自立支援計画の策定を定めること。(第102条関係)
- (101) 児童自立支援施設の業務の質の評価等を定めること。(第103条関係)
- (102) 児童自立支援施設の児童と起居を共にする職員を定めること。(第104条関係)
- (103) 児童自立支援施設の関係機関等との連携を定めること。(第105条関係)
- (104) 児童自立支援施設の心理学的及び精神医学的診査等を定めること。(第106条関係)
- (105) 児童家庭支援センターの設備の基準を定めること。(第107条関係)
- (106) 児童家庭支援センターに置くべき職員を定めること。(第108条関係)
- (107) 児童家庭支援センターの支援を行うに当たって遵守すべき事項を定めること。(第109条関係)
- (108) 補則について定めること。(第110条関係)

#### 4 施行期日等（附則関係）

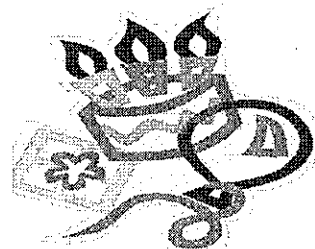
- (1) 平成25年4月1日から施行すること。
- (2) 所要の経過措置を講ずること。

改正前	改正後
<p>1 助成対象事業（第2条関係）</p> <p>(1) 助成はできる限り多種多様な団体等に対して行うものとし、特定の団体等に偏重して助成されることがないように留意する。</p> <p>(2) 次に掲げる事業は助成対象としない。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。</p> <p>① 国または地方公共団体の補助制度による補助、財団法人岩手県福祉基金、いわてNPO基金等、他の助成制度の助成を受けている事業。</p> <p>② 営利を目的とする事業</p> <p>③ 事業の主たる部分を実質的に行わず、外部委託する（総事業費に対する外部委託額の割合が50%以上）事業</p> <p>④ 第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める（総事業費に対する交付資金の割合が50%以上）事業</p> <p>(3) 財団が実施する事業に対しても、助成することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 助成金の額（第8条関係）</p> <p>助成事業1件あたりの助成金額は50万円を上限とし、下限は5万円とする。なお、同一団体が複数事業の助成を要望する場合の助成総額の限度額も同様とする。</p> <p>ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。</p> <p>(略)</p> <p>11 実施時期</p> <p>この運用基準は、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>この運用基準は、平成23年5月1日から適用する。</p> <p>この運用基準は、平成24年8月1日から適用する。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) <u>i・出会い応援事業の実施を希望する場合は、財団が開催するi・出会い応援事業コーディネータ研修会を受講するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 助成金の額（第8条関係）</p> <p>助成事業1件あたりの助成金額は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) i・出会い応援事業：30万円を上限とし、</u>  <u>下限は5万円</u></p> <p><u>(2) 地域子育て応援事業：50万円を上限とし、</u>  <u>下限は5万円</u></p> <p><u>なお、同一団体が複数事業の助成を要望する場合の助成総額の限度額も同様とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 実施時期</p> <p>この運用基準は、平成24年12月19日から実施し、平成25年度助成事業募集分から適用する。</p>

# いわて子ども希望基金助成事業

## ●●● 平成25年度「i・出会い応援事業」第1次募集 ●●●

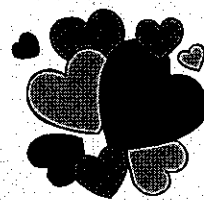
(公財) いきいき岩手支援財団では、社会全体での子育て支援策の拡充を図るため、平成21年10月1日に「いわて子ども希望基金」を創設し、子育て活動支援のほか未婚男女の出会いの場創出のための助成事業を行っています。



### 1 助成対象 \*:. . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆ \* . . . . \* . : ☆ . . . : \* . . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆

県内に住所又は活動の本拠を有し助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。事業実施のために組織された団体(実行委員会等)も助成対象となりますが、結婚支援を生業としている法人等は対象となりません。なお、対象事業は以下のとおりで、平成26年3月までに終了する事業であることが条件です。

- 1 未婚男女の出会いの場創出に関する事業  
(未婚男女が会うことができるイベントやパーティーの開催、出会いや結婚を応援する意識の醸成を目的としたセミナーの開催等)
- 2 未婚男女の出会いの場創出を支援する人材を養成する事業  
(出会いや結婚を応援する人材を養成する講座の開催等)
- 3 未婚男女の出会いの場創出を行う事業のネットワーク化に関する事業
- 4 未婚男女の出会いの場創出に関する調査研究事業
- 5 その他未婚男女の出会いの場創出に資する事業



### 2 助成額 \*:. . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆ \* . . . . \* . : ☆ . . . : \* . . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆

5~30万円

なお、イベント等の開催に係る費用のうち、参加者の飲食や宿泊などの経費は対象となりません。

### 3 応募方法 \*:. . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆ \* . . . . \* . : ☆ . . . : \* . . . \* . ☆ . . . : \* . . ° ☆

所定の様式により、平成25年2月12日(火)必着で、当財団あてに郵送又はご持参ください。  
様式は、当財団のホームページ (<http://www.iwate-silverz.jp/jigyuu/kodomokikin/kodomo-new.html>) よりダウンロードできます。  
応募の際は、ホームページの「いわて子ども希望基金交付規程」、「いわて子ども希望基金交付規程の運用基準」、「留意事項」をご覧ください。

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3F  
(公財) いきいき岩手支援財団 総務課  
Tel: 019-626-0196 Fax: 019-625-7494 ホームページ <http://www.iwate-silverz.jp/>

# いわて子ども希望基金助成事業

## 【i・出会い応援事業】

いわて子ども希望基金とは	<p>いわて子ども希望基金（以下「基金」とします。）は、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として創設した基金です。</p> <p>基金の額は10億円で、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」とします。）において管理し、この基金の運用益等により、「i・出会い応援事業」等を行っています。</p>
助成の対象事業	<ol style="list-style-type: none"><li>① 未婚男女の出会いの場創出に関する事業</li><li>② 未婚男女の出会いの場創出を支援する人材を養成する事業</li><li>③ 未婚男女の出会いの場創出を行う事業のネットワーク化に関する事業</li><li>④ 未婚男女の出会いの場創出に関する調査研究事業</li><li>⑤ その他未婚男女の出会いの場創出に資する事業</li></ol> <p>ただし、営利を目的とする事業を除きます。</p>
助成の対象者	<p>助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。</p> <p>ただし、結婚支援を生業としている法人等は対象となりません。</p>
助成額及び助成対象経費	<p>助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要なと認められる額です。</p> <p>助成の対象となる経費は、事業実施に直接必要と認められる経費で、1件あたり5～30万円です。</p> <p>職員給与等の団体の運営に要する経常的経費のほか償還金、出資金等、また、イベント参加者の飲食費や宿泊費、開催場所までの旅費、賞品代等は対象となりません。</p>
助成の期間	<p>単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。</p> <p>ただし、事業の実施効果を高度に発揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、3年間を限度として助成することがあります。</p>
助成事業への応募	<p>助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」を財団に提出していただきます。</p> <p>なお、助成についての相談は財団で随時受け付けます。</p>
助成の決定	<p>助成金交付要望書の受理後、「いわて子ども希望基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、内定の通知（以下「内示」とします。）を行います。</p> <p>内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って、助成を決定します。</p>
助成金の交付及び実績報告	<p>助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。</p> <p>また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書」を提出していただき、書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。</p> <p>なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。</p>

詳細は「いわて子ども希望基金」のページをご覧ください

<http://www.iwate-silverz.jp/igyoku/kodomokikin/kodomo-new.html>

**「平成 25 年度いわて子ども希望基金『i・出会い応援事業』（第 1 次募集）  
コーディネータ研修会」開催要領**

**1 目的**

- (1) 助成事業実施団体にイベント開催にあたって、事業の運営計画や運営にかかる負担を減らし、当日の参加者へのサポートに注力できるノウハウに触れることにより、未婚男女の出会いの場に必要なスキルアップの機会を提供する。
- (2) 新たに出会いの場の創出に取り組み、当該助成事業に応募しようとする団体に、取り組みのきっかけを提供することにより、各地に活動が広がるきっかけとする。
- (3) 事業を円滑に行い、年間を通じて複数回イベントを開催できるような人材の養成を支援する。

**2 日時** 1月31日(木) 13:00～16:00

**3 会場** 岩手県福祉総合相談センター3階 研修室  
(岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号 いきいき岩手支援財団)

**4 日程・内容**

13:00 ～ 13:05	開会・あいさつ
13:05 ～ 13:35	● 事例発表 2団体
13:35 ～ 15:55	● 研修 講師：一般社団法人日本婚活支援協会 後藤幸喜 氏 ・婚活イベントの基本的な考え方 ・婚活イベント一般的な進め方と留意点 〔 ・男女差、年齢差、意識差のある場合の進め方 ・マッチングの演出の仕方 〕 (進行状況により 10 分程度休憩)
15:55 ～ 16:00	助成金日程等説明・閉会

**5 対象** 「平成 25 年度いわて子ども希望基金『i・出会い応援事業』第 1 次募集」に応募予定団体の方(各団体 1 名～3 名)

**6 定員** 30 人程度

**7 参加料** 無料

**8 申込方法** 別紙「参加申込書」にご記入のうえ電話・FAX・Eメール等でお申込みください。(申込締切 1 月 28 日 (月))

**【申込み・問合せ先】**

(公財)いきいき岩手支援財団 総務課 〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目 19 番 1 号  
TEL 019-626-0196 FAX 019-625-7494 E-Mail : kitagaki@silverz.or.jp  
(担当：北垣)

## 子ども・子育て新制度の概要について

### 1 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行、子ども・子育て支援の質や量の不足、子育ての孤立感と負担感の増加、保育所入所待機児童の増加 等

### 2 新制度の目指す方向

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）
- 地域の子ども・子育て支援の充実

### 3 新制度の主なポイント

- 認定こども園制度の改善（新たな幼保連携型認定こども園の創設等）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを担保。他既存3類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）は、現行通り存続
- 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
  - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を「施設型給付」として統一
  - ・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等に対する給付を「地域型保育給付」として設定
- 地域の子ども・子育て支援の充実
  - ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診等の子育て支援事業を法定
  - ・上記事業は、地域の実情に応じて市町村が実施し、予算の範囲内で国・県が交付金を交付
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき（ニーズ調査の実施等）、事業計画を策定、計画に基づいて給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支えるものとし、国は基本指針、都道府県は事業計画をそれぞれ定めるもの。
  - ・保育に関する市町村の役割として、児童福祉法第24条に定める保育の実施義務は維持。（私立保育所については、現行通り、市町村との契約となり、市町村が保育料を徴収）
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提。（H26年度8%、H27年度10%を踏まえ、H27年4月の本格施行を想定）
- 政府の推進体制
  - ・制度ごとに異なる政府の推進（実施）体制を整備
  - ・関係法令を所管する組織として、本格施行までに、内閣府に子ども・子育て本部を設置（昨年9月に、子ども・子育て支援新制度施行準備室を内閣府に設置済み。）
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に、有識者等による子ども・子育て会議を設置（H25.4.1～）
  - ・地方版の子ども・子育て会議（合議制機関）の設置は、努力義務として規定

4 施設等における現行制度と新制度との主な改正点（イメージ）

		保育所 (私立)	認定こども園 (幼保連携型、私立)	幼稚園 (私立)
(公立保育所及び幼稚園における財政措置は、各市町村10/10)				
【現行制度】	認可主体	県、中核市	県(幼稚園、保育所の2認可)	県
	指導監督	県(広域局)、中核市	県(幼稚園、保育所毎)	県
	財政措置	保育所運営費負担金	私学助成、保育所運営費負担金	私学助成
	契約形態	利用者⇔市町村	施設⇔利用者	施設⇔利用者
↓				
【新制度】	認可主体	県、中核市	県(一本化)	県
	指導監督	県(広域局)、中核市	県(一本化)	県
	財政措置(支援)	(※1)	施設型給付	(※2)
	契約形態	利用者⇔市町村	施設⇔利用者	施設⇔利用者
		※1現行通り市町村が委託費支払		※2施設型給付を受ける施設に限る

5 新制度施行までの主なスケジュール

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き	法律公布(8/22)		消費税8%引き上げ(4月)	本格施行 消費税10%引き上げ(10月)
基本指針・事業計画	(国)	(準備) → 会議等で検討	(指針提示)	
	(地方)	(準備) → 事業計画の検討(ニーズ調査等)		(事業計画提出、決定)
認可基準(新幼保連携型認定こども園・施設等)確認基準	(国)	(準備) → 会議等で検討	(骨格提示)	
	(地方)		(準備) → 条例検討・制定 認可・確認事務	
制度管理システムの導入	(国)	システム調査・検討	システム導入	
	(地方)		(準備) → システム導入	
子ども・子育て会議	(国)	人選・選定 → ●会議設置		
	(地方)	(※設置の場合) 人選・選定 → 順次設置		
実施体制	(国)	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)		子ども・子育て本部(内閣府)
	(地方)	(準備) → 準備組織を設置		一元実施体制を整備

# 子ども・子育て関連3法について

平成24年9月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

---

## 目次

○子育てをめぐる現状と課題について	2
○子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	3
○給付・事業の全体像	5
○子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)	6
○認定こども園法の改正について	8
○保育に関する認可制度の改善等について	13
○施設型給付の創設	15
○本制度における行政が関与した利用手続き	16
○地域型保育給付の創設	20
○本制度における利用者負担について	23
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	24
○国の所管及び組織体制について	25
○子ども・子育て支援の充実に必要な財源について	27
○これまでの検討経緯	32
○子ども・子育て関連3法(概要・検討事項・附帯決議)	33
○社会保障・税一体改革に関する確認書(子育て関連部分)	41
○参考	43



## 子育てをめぐる現状と課題について

### ○急速な少子化の進行

- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日: 1.04%、仏: 3.00%、英: 3.27%、スイス: 3.35%)

- 子育ての孤立感と負担感の増加

- 深刻な待機児童問題

- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

- 子育て支援の制度・財源の縦割り

- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の  
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

2

## 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

### ◆3法の趣旨

3党合意(※)を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間合会) (42頁参照)

### ◆主なポイント

- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

- 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)



3

## 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

### ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

### ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



4

## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### ■ 施設型給付

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

#### ■ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

#### ■ 児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

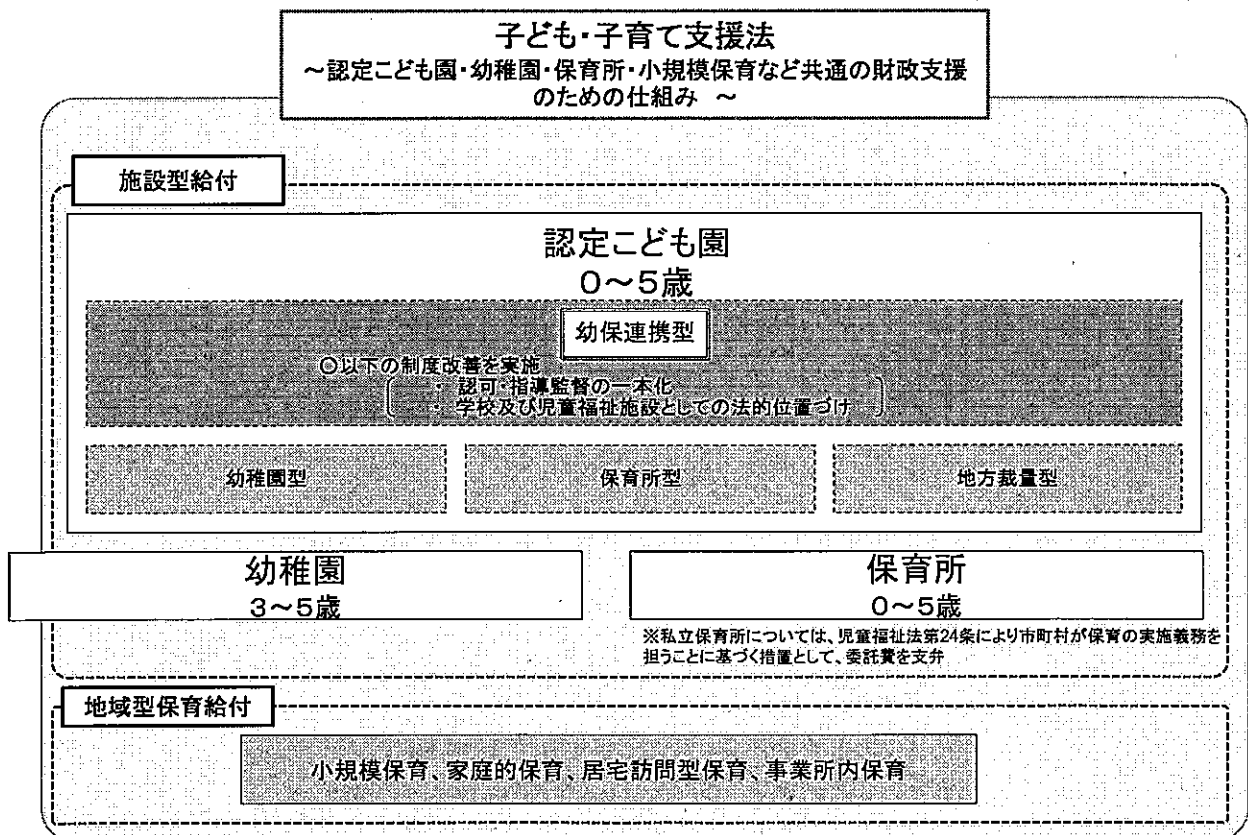
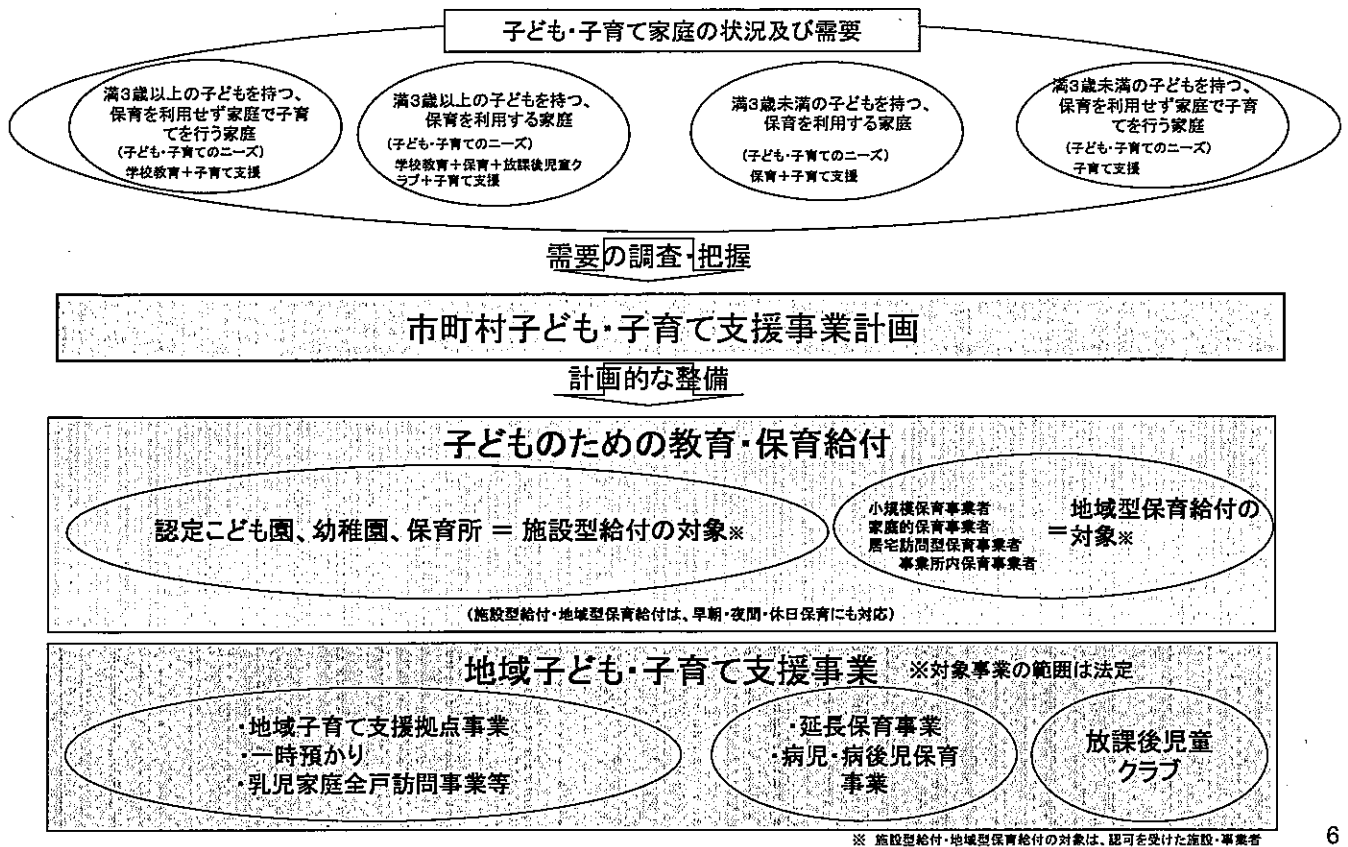
- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

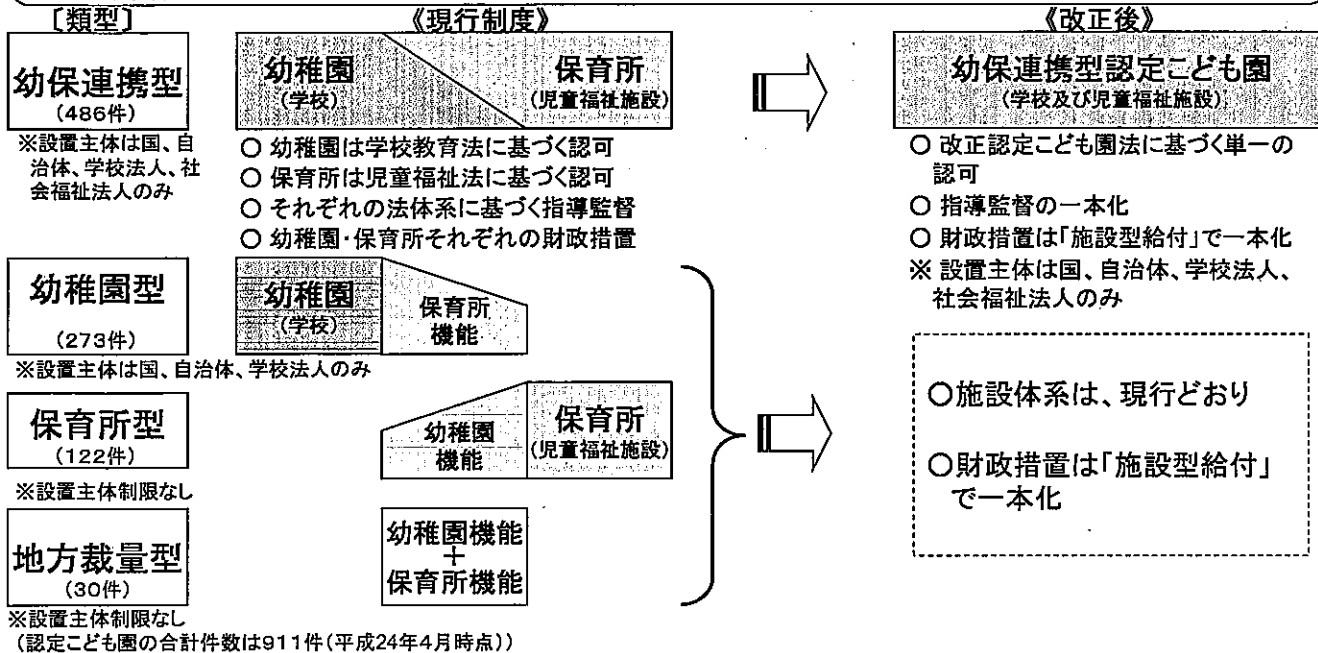
5

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



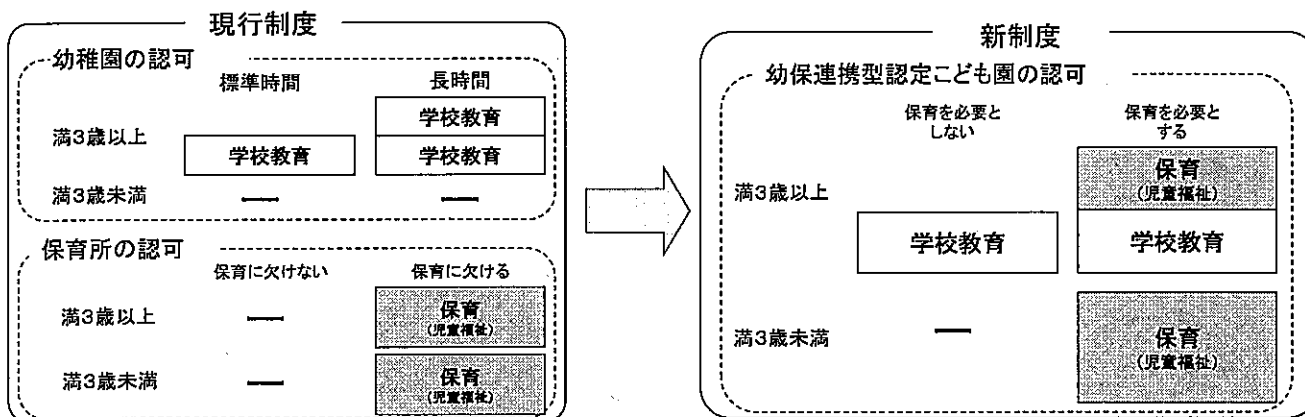
## 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



## 新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
  - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
  - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。  
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
  - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
  - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
  - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
  - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



## 新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可主体等	都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
教育委員会の関与	(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

10

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

### (主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

11

## 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

＜現行制度＞		＜新制度＞	
	現行の幼保連携型認定こども園		新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法		認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし  ※幼稚園・保育所からの移行は任意。		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人  ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)		都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し		立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準		幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)		施設型給付(市町村)が基本
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)		市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

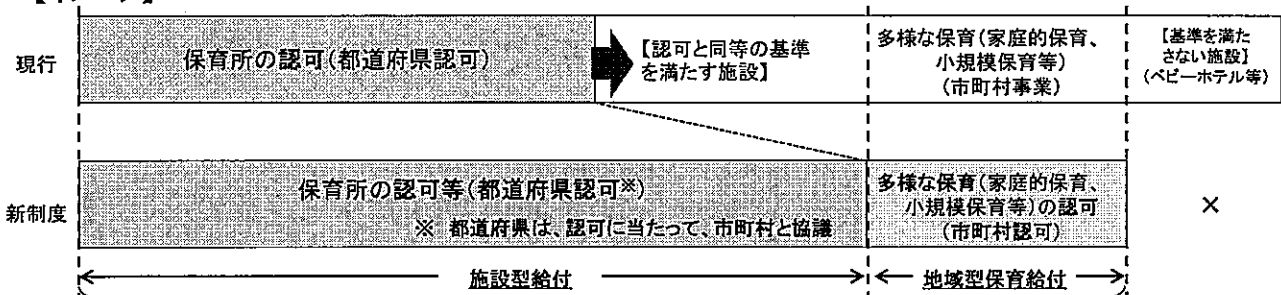
12

## 保育に関する認可制度の改善等について

### 【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
  - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
  - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

### 【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

13

## 施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

### 【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

### 【対象施設・事業について】

#### 〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。  
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。  
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所  
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### 〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

#### 〔辞退〕

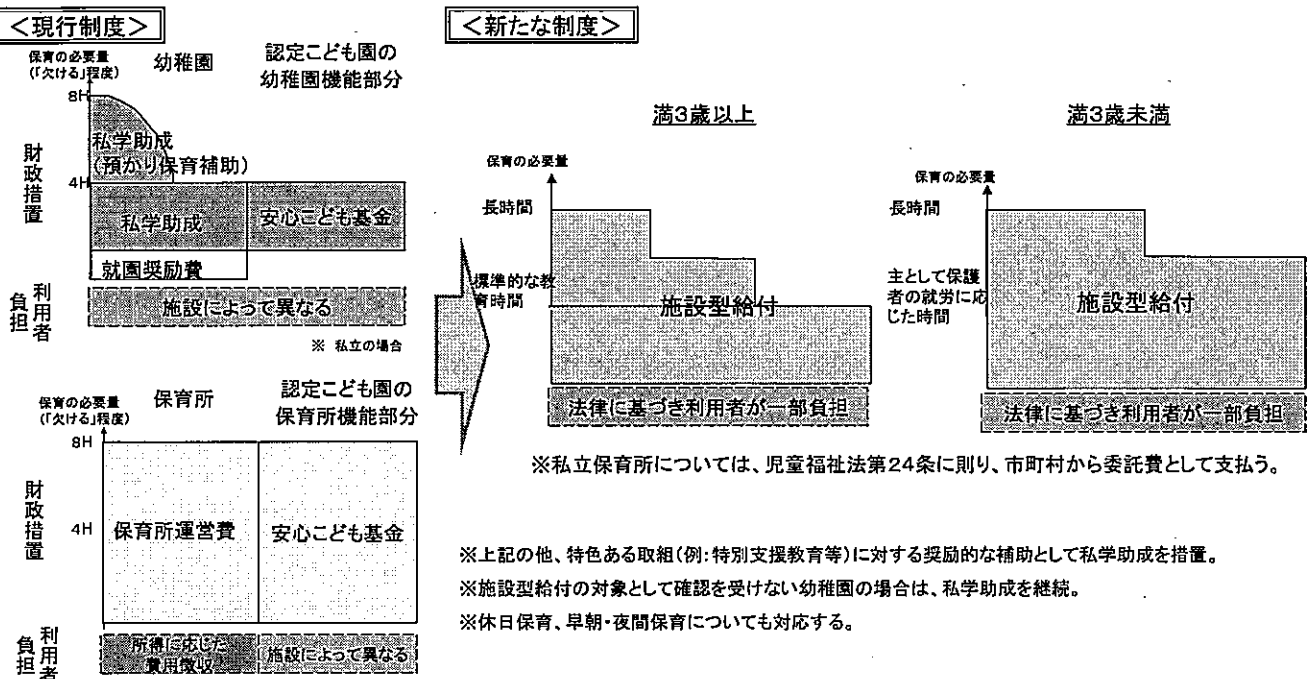
- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

14

## 施設型給付の創設

○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

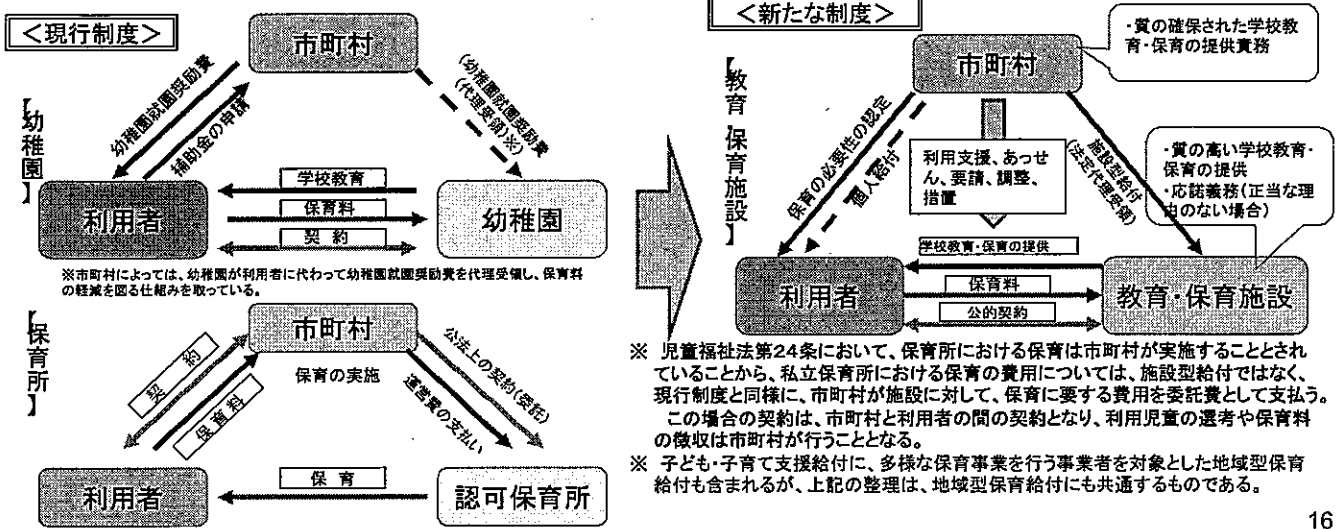
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



15

## 本制度における行政が関与した利用手続き

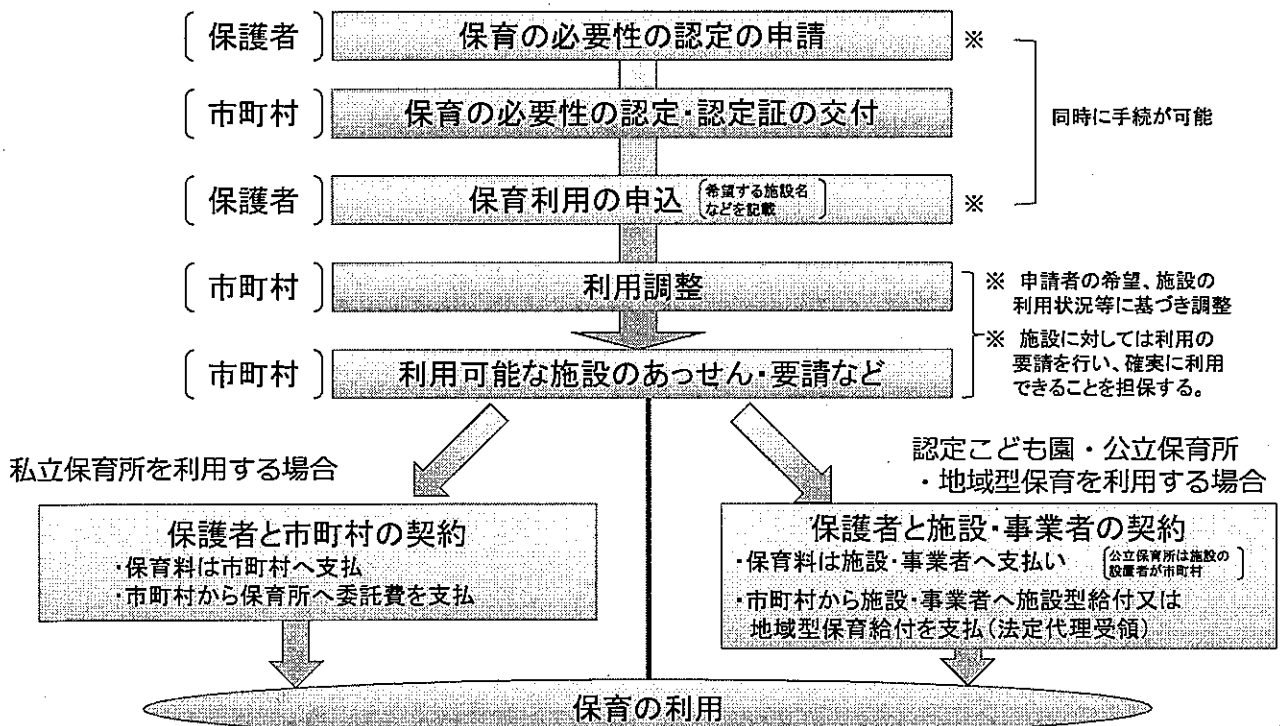
- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。  
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



16

### ◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



17



## 本制度での保育に関する市町村の役割(イメージ)

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

### 改正後の児童福祉法

◎市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならない。 ※私立保育所には、施設型給付に代えて市町村より委託費を支払い

◎市町村は、認定こども園、家庭的保育事業等により、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

⇒ 保育所以外による保育に関するただし書きを削除し、地域のニーズに応じた手段で全ての子どもに保育を保障

◎市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

#### ◎市町村による利用調整

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援、措置

◎やむを得ない事由により利用できない子どもに対する市町村による保育の措置



#### 子ども・子育て支援法

◎全市町村における市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

◎施設型給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化

◎市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施

・市町村の関与の下での適切な契約の締結

・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援

◎質の確保された給付の提供

18

## 公的契約と市町村による関与について

○市町村は、適切な施設・事業が確実に利用できる以下に関与を行う。

### 【保育の必要性の認定を受けない子ども】

○保護者が選択した施設・事業者申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

○特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

### 【保育の必要性の認定を受けた子ども】

#### ①利用に当たっての支援、調整

○市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

○市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。

・保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。

・特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

・それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

#### ②市町村による措置

○保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。

○上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。

19

## 地域型保育給付の創設

### 基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
  - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
  - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
  - ◇ 居宅訪問型保育
  - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

20

## 地域型保育給付の創設(続き)

### 地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
  - 都市部での小規模な拠点の整備を推進（例：余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用）
  - ⇔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等（※認定こども園・幼稚園・保育所）との連携を確保（分園を含む）
  - ※ 連携先認定こども園等の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
  - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定する。

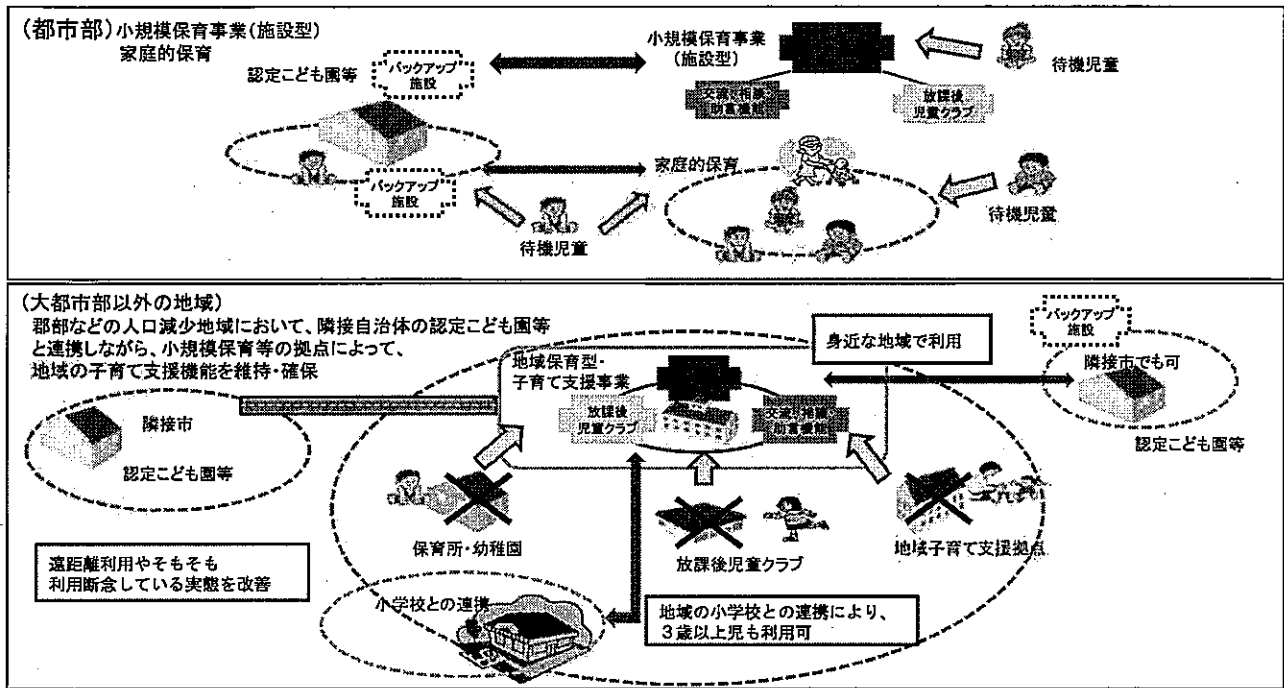
### 一般市町村における地域型保育の展開（多機能型）

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確認
- 認定こども園等と連携の確保（連携先認定こども園等の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。）
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
  - 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
  - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

21

## 小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



## 本制度における利用者負担について

### 本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

23

## 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

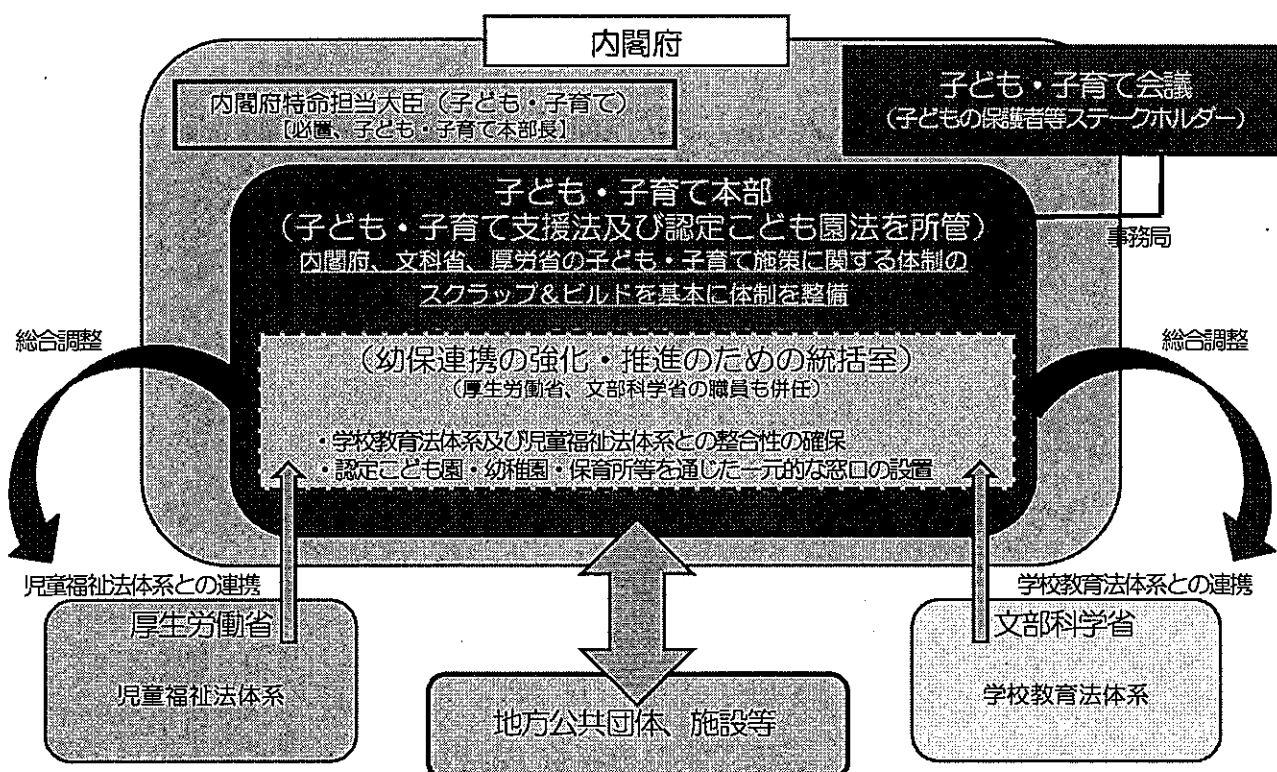
24

## 国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。  
 その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

25

### 内閣府を中心とした一元的体制（イメージ）



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

26

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日  
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、

2. 参加保障・包括的支援（全ての人が参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、

4. 安心に基づく活力）を踏まえ、

① 子ども・子育て支援、若者雇用対策

② 医療・介護等のサービス改革

③ 年金改革

④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実

・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

II 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015年度において

充実による額 3.8兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度と見込まれる。

2015年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ～1.6兆円弱程度

（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）

III 年金 ～0.6兆円程度

再掲：貧困・格差対策 ～1.4兆円程度

（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

# 子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

## 子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

\* 子ども・子育て関連3法に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

### ◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

\* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定  
(ピークはH29年度末)

#### ◇ 認定こども園・幼稚園・保育所 土約0.3兆円

・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人→H29年度末 265万人

〔 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人  
\* 3歳未満児の保育利用率 平成24年度 27% → H29年度末 44%  
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%) 〕

#### ◇ 放課後児童クラブ 土約0.01兆円

・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(\*) → H29年度末 129万人  
\* 1-3年生の利用児童利用率 H24年度 22%(\*) → H29年度末 40%

\* H23.5時点ベース

#### ◇ その他 土約0.1兆円

・ 病児・病後児保育 +0百億円

H24年度 144万日 → H29年度末 200万日

・ 延長保育 +1百億円

H24年度 89万人 → H29年度末 103万人

・ 地域子育て支援拠点 +0百億円

H24年度 7,555カ所(\*) → H29年度末 10,000カ所 \*H23交付決定ベース

・ 一時預かり 土約10百億円

H24年度 365万日(\*) → H29年度末 5,755万日 \*H23交付決定ベース

・ グループケア(児童養護施設等) +0百億円

H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

\* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。  
\* H24.1の初来人口推計ベース

### ◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。(処遇改善を含む。)

【参考】 質の改善として想定している主な内容

#### ① 0~2歳児の体制強化

・ 幼稚園による0~2歳児保育への参入促進など

#### ② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善

・ 3歳児を中心とした配置基準の改善  
・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など

#### ③ 総合的な子育て支援の充実

・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 など

#### ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化

#### ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※1 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

※2 子ども・子育て支援法附則第2条第3項において、「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方…(中略)…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

## 安定財源の確保

### ○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

### 二. 社会保障改革関連5法案について

#### (1) 子育て関連の3法案の修正等

#### ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

### ○ 子ども・子育て支援法

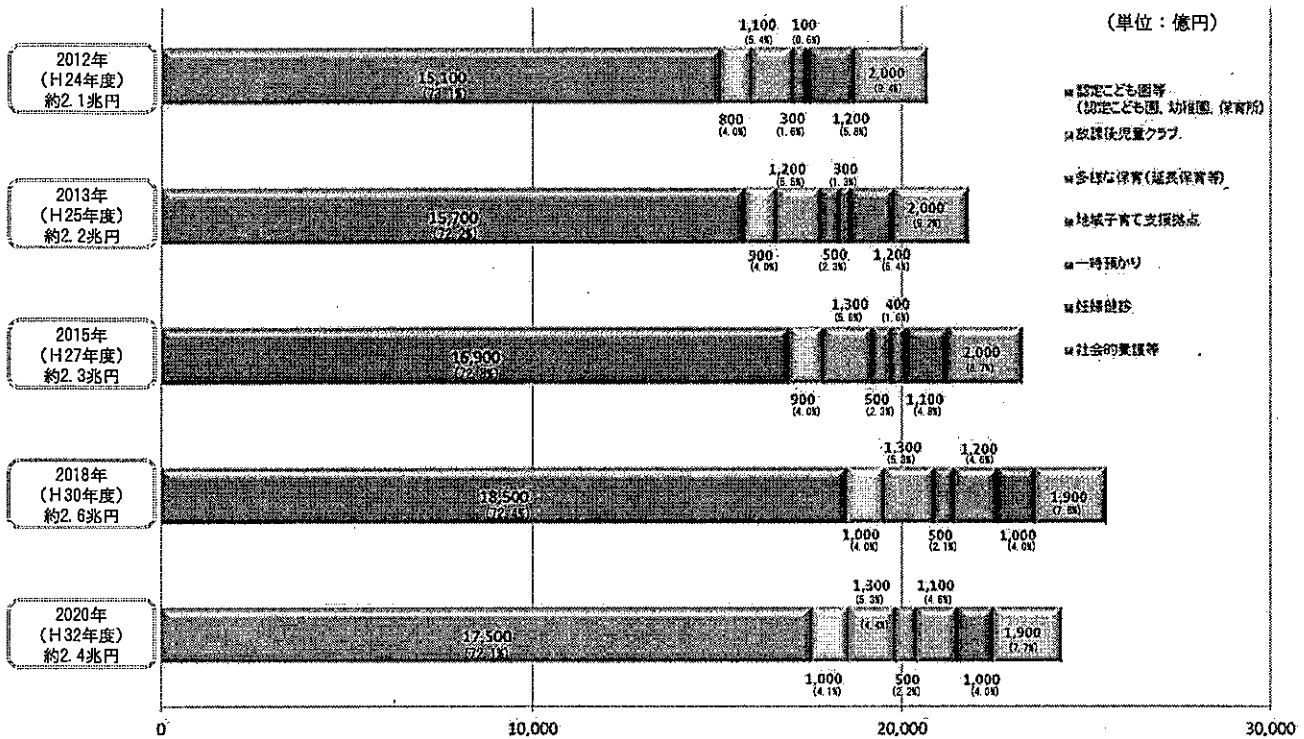
#### 附 則

#### (財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て支援施策に係る費用推計<現物給付の費用区分別>

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度末まで給付総額は増加するが、それ以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



\*平成24年3月「社会保障に係る費用の将来推計」に基づく給付費ベースの推計。(GDPによる変動は反映していない。)  
 \*認定こども園等の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべて認定こども園等として計上している。

これまでの検討経緯

○平成22年

- 1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。
- 4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(子ども・子育て新システム検討会議決定)
- 6月29日 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)
- 9月16日 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を始める。

○平成23年

- 7月27日 基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめ
- 7月29日 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(少子化社会対策会議決定)

○平成24年

- 2月13日 基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表  
 [本とりまとめまでに、基本制度ワーキングチーム20回、幼保一体化ワーキングチーム9回、こども指針(仮称)ワーキングチーム6回の計35回開催]
- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)
- 3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出
- 5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
- 5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
- 6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)
- 6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」国会提出
- 6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出
- 6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決
- 7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
- 7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
- 8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立



本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き(想定)			4月、消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月、消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型認定こども園) 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	資格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討	保育計画の改定(特定市町村)	保育緊急確保事業の実施
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

### 認定こども園法の一部改正法の概要

**趣旨：** 幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

**概要：**

- (1) 目的規定の修正
  - ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
  - ◆ 認定の手續(認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定)、教育及び保育の内容
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可等
  - ◆ 幼保連携型認定こども園の定義  
(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)
  - ◆ 教育及び保育の目標及び内容(幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定等)、入園資格
  - ◆ 設置者(国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人)
  - ◆ 設備及び運営の基準(国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める)
  - ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員(園長、保育教諭等)
  - ◆ 職員の資格(保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等)
  - ◆ 設置廃止等の手續(認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可)、指導監督
  - ◆ 名称の使用制限、罰則 等
- (4) その他
  - ◆ 主務大臣、検討規定(幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等)、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

**施行日：** 子ども・子育て支援法の施行の日から施行(※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行)

## 子ども・子育て支援法の概要

**趣旨：** 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

**概要：**

- (1) 総則
  - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
  - ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
  - ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
- (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭の保育・小規模保育等）
  - ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
  - ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
  - ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
  - ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等 【第59条】
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
  - ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) 費用等
  - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限（1.5%以内で政令で定める）
- (7) 子ども・子育て会議等
  - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第72条～第77条】
- (8) 雑則 【第78条～第82条】
- (9) 罰則 【第83条～第87条】
- (10) 附則
  - ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払等 【附則第2条、第3条、第6条】

**施行日：** 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）  
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行 【附則第1条】

35

## 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

**趣旨：** 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

**概要：**

- (1) 児童福祉法の一部改正
  - ① 児童福祉法第24条の改正
    - ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
    - ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
    - ◆ 利用のあっせん、要請
    - ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
    - ◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）
  - ② 保育所の認可制度の改正
    - ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
      - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
      - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
  - ③ 小規模保育等の認可を規定
    - ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）
  - ④ 放課後児童健全育成事業の改正
    - ◆ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）
    - ◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等
- (2) 内閣府設置法の一部改正
  - ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
  - ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

**施行日：** 子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

36

## 修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項

### ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

附則

(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ○子ども・子育て支援法(抄)

附則

(検討)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

\* 下線部分が修正協議を踏まえ追加された規定

37

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

39

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

(2/3)

40

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。
- 右決議する。

(3/3)

41

## 社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
- 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
  - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
  - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
  - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
  - 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
  - この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
  - 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。
    - その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
    - その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
  - 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
  - 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。
- ③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。

42

# 社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。
- ⑤ その他、法案の附則に所要の検討事項を盛り込む。
- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
  - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源確保に努めるものとする。
  - 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

43

## 【認定こども園法の一部改正のポイント】

参考

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)
- また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

〈認定こども園法の一部改正〉

〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則  
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等  
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)  
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 罰則

〈参考：総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等  
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格 等
- (3) 総合こども園の設置等  
・設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人  
・区分経理・配当制限  
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督 等
- (4) 雑則 (5) 罰則 (6) 附則

(1) 認定こども園法の目的規定の改正

・幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

・認定の手續、教育及び保育の内容

※幼稚園型、保育所型、地方裁量型は、現行通り。  
※認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

・幼保連携型認定こども園の定義、  
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格  
・設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人  
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手續、指導監督、名称の使用制限、罰則 等

※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない  
※認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

(4) その他

・主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

・附則に次の検討事項を盛り込む。  
・幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方を検討。  
・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。



44

**【子ども・子育て支援法の議員修正ポイント】**

参考

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- 子ども・子育て支援給付
  - 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
  - 子どものための教育・保育給付
    - 支給認定
    - こども園給付  
こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付
- 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者(指定制)
  - 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
- 子ども・子育て支援事業計画
- 費用等
- 子ども・子育て会議等
- その他
  - 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。



- 子ども・子育て支援給付
  - 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
  - 子どものための教育・保育給付
    - 支給認定
    - 施設型給付  
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付  
※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。
  - 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者
  - 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
  - 市町村が利用者支援を実施する事業を明記。
- 修正なし
- 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- 附則に次の検討事項を追加。
  - 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
  - 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
  - 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため安定財源確保
  - 次世代育成支援対策推進法の延長の検討

45

**【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】**

参考

- 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備などを行うための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- 認定こども園法の廃止
- 児童福祉法の一部改正
  - 各事業の定義の明記
    - 保育所は満3歳未満児を保育する施設  
※満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
  - 児童福祉法第24条の改正
    - 市町村の保育の提供体制の確保義務
    - 利用のあっせん・要請
    - 待機児童がいる市町村が利用調整
    - 虐待等の入所の措置
  - 保育所の認可
  - 小規模保育等の届出
- 内閣府設置法の改正
  - 総合こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- その他所要の改正



- 認定こども園法の廃止規定の削除
- 児童福祉法の一部改正
  - 各事業の定義の明記
    - 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設
  - 児童福祉法第24条の改正
    - 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
    - 小規模保育等の提供体制の確保義務
    - 利用のあっせん・要請
    - 待機児童がいる市町村が利用調整  
※当分の間は全市町村が利用調整を実施
    - 虐待等の入所の措置(あっせん・要請等で入所ができない場合の措置を追加)
  - 保育所の認可制度の改正
    - 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
    - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
    - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
  - 小規模保育等の認可を規定
    - 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定(規定内容は保育所の認可と同様)
- 内閣府設置法の改正
  - 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- その他所要の改正

46

# 子ども・子育て支援

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実



より子どもを生み、  
育てやすく

【主な内容】

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設(幼保連携型認定こども園)の改善、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年度	2014年度末	2017年度末
3歳未満児の保育利用率	27%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人)	*→32%(111万人)	→40%(129万人)

(\*2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

	2012年度	2014年度末～
地域子育て支援拠点	7,555カ所*	→10,000カ所
ファミリー・サポート・センター事業	637市町村	→950市町村

(\*2011年度交付決定ベース)



※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいる。



## 子育てにやさしい環境づくり推進協議会設置要綱

### (設置)

第1 核家族化や都市化の進行などによる地域の間関係の希薄化や家庭・地域の子育て力の低下、仕事と育児の両立が困難な状況や男女が共に子育てに関われない雇用環境など、子どもや子育て世帯を取巻く環境は厳しい状況にある。このため、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境整備の推進を目的とした子育てにやさしい環境づくりを、行政及び福祉、教育、経済、労働等の関係諸団体等が一体となりながら効果的かつ着実に推進するため、「子育てにやさしい環境づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置する。

### (所掌事項)

第2 推進協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 子育てにやさしい環境づくりの具体的取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 子育てにやさしい環境づくりの普及啓発に関すること。
- (3) 子育てにやさしい環境づくりの情報収集及び情報提供に関すること。
- (4) その他子育てにやさしい環境づくりの推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3 推進協議会は、知事が委嘱する委員30人以内をもって構成する。

- 2 知事は、一部の委員について、公募の方法により選任することができる。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5 推進協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選とし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、推進協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(委員以外の出席)

第7 会長は、必要があると認めるときは、会議への委員以外の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 推進協議会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月18日から施行する。
- 2 第6の規定にかかわらず、最初の会議は、知事が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に公募により選任されている委員の任期は2年とする。